

## あい・パワーファンド

追加型投信／内外／その他資産(通貨)／特殊型(絶対収益追求型)

愛称：**i パワー**



※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

## **i** あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

■ 委託会社 < ファンドの運用の指図を行う者 >

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社  
金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第414号  
ホームページ：[www.igam.co.jp/](http://www.igam.co.jp/)  
お客様デスク：03-6230-9011

(受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時)

■ 受託会社 < ファンドの財産の保管および管理を行う者 >

三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されています。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	内外	その他資産(通貨)	特殊型(絶対収益追求型)	その他資産(投資信託証券(通貨))	年2回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし	絶対収益追求型

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### 委託会社の情報

委託会社名	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1999年9月17日
資本金	4億2,500万円(2020年5月末日現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	96億8,508万円(2020年5月末日現在)

- ・この目論見書により行う「あい・パワーファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年8月17日に関東財務局長に提出しており、2020年8月18日にその届出の効力が生じています。
- ・投資信託説明書(請求目論見書)については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておくようにしてください。
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ・ファンドの信託財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

**ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。**

# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

主として先進国通貨の外国為替証拠金取引に実質的に投資を行うことにより、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ■ ファンドの特色



### 1 外国為替証拠金取引を主な投資対象とします。

- 主として先進国通貨(円、米ドル、ユーロ、英ポンドなど)の外国為替証拠金取引に実質的に投資します。
  - 運用会社グループが独自に開発したシステムティック取引モデルに基づいて運用を行います。
  - 用いられる運用戦略は、スポット裁定取引戦略です。
  - 為替市場の方向性による影響の低減を図るため、同一投資対象の売りと買いを組合せることを基本とします。
- ※「外国為替証拠金取引」の詳細については後述の解説を参照ください。



### 2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

- 投資に当たっては、信託約款に定める「別に定める投資信託証券(「指定投資信託証券」という場合があります。)」の中から選択した投資信託に投資を行います。
- 有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券(当ファンドが投資可能な投資信託証券)は以下の通りです。

#### 主要投資対象

Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio

運用会社: STI JP Limited

ユナイテッド日本債券ヘビーファンド(適格機関投資家向け)

委託会社: あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

#### ▶ STI JP Limited (運用会社) について

「Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio」新規設定に伴い設立された、当該ファンド専任運用会社です。当該ファンドの運用に当たっては、STI Asset Management から投資助言を受けます。

#### ▶ STI Asset Management Limited (投資助言会社) について

STI Financial Group が持つ運用手法に基づいて、STI JP Limited に対し当該ファンドの運用に係る投資助言を行います。

#### ▶ STI Financial Group (運用会社グループ) について

上記2社を含む法人を傘下に擁する金融グループで、2005年の設立以降、香港を本拠点とし多様な資産運用サービスを提供しています。グループの運用資産総額は約16億米ドル(約1,752億円)\*です。

\*2019年12月末現在。米ドルの円貨換算は、2019年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.56円)によります。

※STI Financial Groupを以下「STI社」と言う場合があります。



### 3 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。

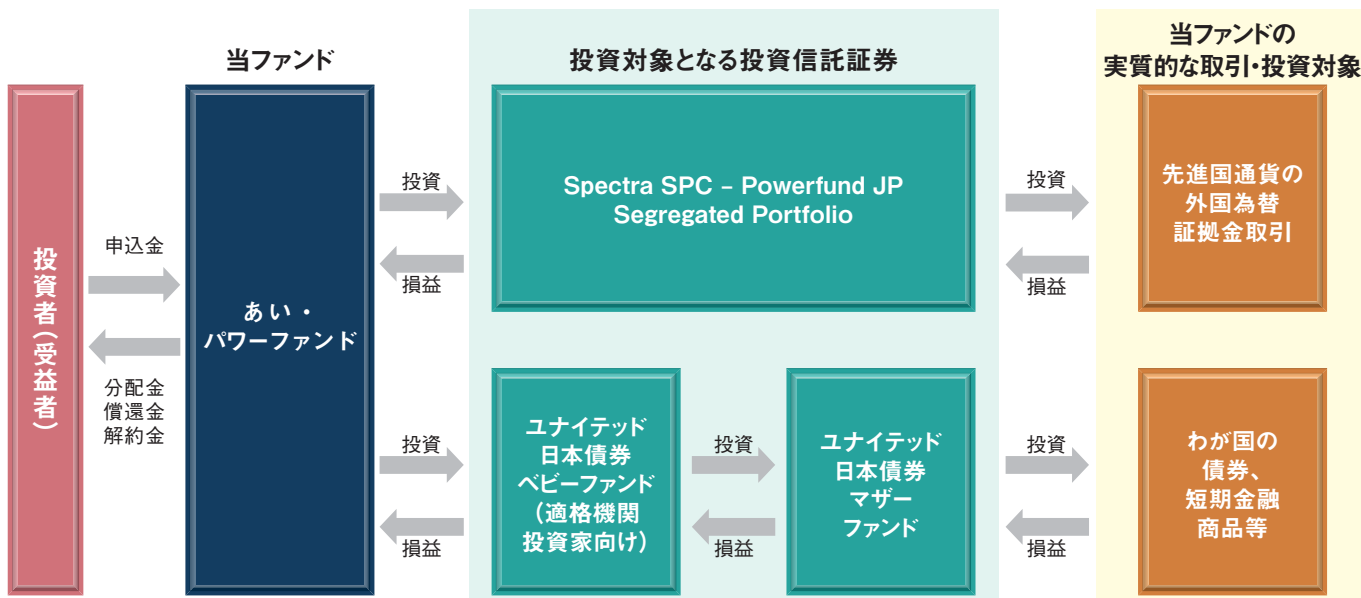
- 実質的に投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、当ファンドの基準価額および分配金は、円と外国通貨との為替相場の変動の影響を受けます。
- 外国為替証拠金取引において、円資産で差入れられる証拠金については、外貨の対円為替変動の影響を受けません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの仕組

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ形式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組で、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



※「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」を主要投資対象とし、高位組入を維持することを基本とします。

※投資対象となる投資信託証券については、見直しを行う場合があります。

## ■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## ■ 配分方針

毎年5月17日および11月17日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向・残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※運用状況により分配金額は変動します。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

## 運用戦略の特徴

### スポット裁定取引戦略

1

運用会社グループが独自に開発したシステムティック取引モデルに基づき運用を行います。

2

システムが常時対象市場を観測し、より安定的な収益機会を捉え、瞬時に取引を執行します。

3

同一銘柄（通貨ペア）の買いと売りを同時に同単位で行うことにより、相場の方向性による影響を受けにくくします。

## 投資

### 外国為替証拠金取引

米ドル  
-  
円

ユーロ  
-  
米ドル

英ポンド  
-  
ユーロ

英ポンド  
-  
米ドル

その他  
通貨  
ペア

#### 外国為替証拠金取引

投資額の一部額を予め証拠金として差入れることにより外国為替投資を行うことができる仕組みです。投資額の総額を授受する必要はなく、決済差金の授受のみを行います。

つまり、少額の資金でその何倍もの売買取引を行うことができます。（これを「レバレッジ」といいます。）  
また、証拠金と異なる通貨の売買が可能なので、例えば、証拠金を円で差入れて米ドル買・ユーロ売といった取引を行うこともできます。

#### スポット取引

外国為替市場において「スポット取引」とは、通貨売買契約日（約定日）の翌々営業日までに決済を行う取引のことで、「直物取引」ともいいます。最も基本的な外国為替取引です。

特定の取引所で集中取引されている訳ではなく、世界のあらゆる場所で多数の参加者によって相対取引されています。

\*新興国通貨などの場合、決済が翌々営業日より遅くなる場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ■ スポット裁定取引戦略の仕組

下表は、米ドル-円スポット取引のある時点の状況を切り取ったイメージです。  
取引業者がそれぞれに買値・売値を提示するので、「米ドル-円スポット」という1つの銘柄が、同じ瞬間に、異なる複数の値で売買されます。

そうすると時には、例えば  
1米ドル\*を  
「106.54円で買います」  
という提示と  
「106.51円で売ります」  
という提示が  
同時に現れることがあります。

\*以下いずれも1米ドル当たりの  
価格(円)です。

ここで即座に、  
「106.54円で買います」  
という業者に売注文\*を出し、  
同時に  
「106.51円で売ります」  
という業者に買注文\*を出します。

\* 売りと買いは同単位です。

106.54円での売りと  
106.51円での買いが  
同時約定された時点で、  
0.03円の利益が固定された  
こととなります。

同時に、上記の売りと買いの持ち高が通算されます。  
その結果、持ち高は消え、確定利益として0.03円が  
残ります。

※取引に係る費用等は考慮していません。

※実際の取引執行に際しては、急激な価格や流動性の変動により、意図した価格による取引ができない場合、あるいは売り買いの何れかのみ約定成立する場合があります。

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	B	106.54	106.55
米ドル - 円 スポット	C	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	D	106.52	106.55
米ドル - 円 スポット	E	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	F	106.50	106.51
米ドル - 円 スポット	G	106.50	106.52
米ドル - 円 スポット	H	106.51	106.54

裁定機会  
発見

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A		
米ドル - 円 スポット	B	106.54	
米ドル - 円 スポット	C		
米ドル - 円 スポット	D		
米ドル - 円 スポット	E		
米ドル - 円 スポット	F		106.51
米ドル - 円 スポット	G		
米ドル - 円 スポット	H		

売買  
同時発注

米ドル - 円 スポット	売り約定	106.54 円
米ドル - 円 スポット	買い約定	106.51 円

売買  
同時約定

価格差固定	0.03 円
-------	--------

利益実現	0.03 円
------	--------

利益実現

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 市場動向とスポット裁定取引戦略

この為替相場が 円高米ドル安 あるいは 円安米ドル高に動いたとすると…

### 円高・ドル安方向

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A	95.01	95.04
米ドル - 円 スポット	B	94.99	95.01
米ドル - 円 スポット	C	95.01	95.03
米ドル - 円 スポット	D	95.02	95.05
米ドル - 円 スポット	E	95.05	95.06
米ドル - 円 スポット	F	95.02	95.04
米ドル - 円 スポット	G	94.98	95.00
米ドル - 円 スポット	H	95.02	95.06

価格差固定

0.05

### 円安・ドル高方向

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A	122.11	122.13
米ドル - 円 スポット	B	122.09	122.11
米ドル - 円 スポット	C	122.11	122.15
米ドル - 円 スポット	D	122.12	122.16
米ドル - 円 スポット	E	122.09	122.12
米ドル - 円 スポット	F	122.15	122.16
米ドル - 円 スポット	G	122.12	122.12
米ドル - 円 スポット	H	122.13	122.14

価格差固定

0.04



このように、為替相場の水準や方向性ではなく、上記のような価格差(裁定の機会)が生じるかどうかで収益確保の決め手になります。

以上は米ドル-円の例ですが、他の通貨ペアでも同様に裁定機会を見出すことが可能です。当戦略においては、取引量の多い通貨ペアを選んで投資します。



当戦略においては、収益機会は市場全体の方向性にほとんど左右されません。それよりも、「**いかに裁定機会を捉えるか**」の能力が、運用の巧拙を決定することになります。



当戦略においては、STI社のシステムが、広範な対象市場における値動きを常時観測し、裁定機会を発見し、瞬時に取引注文を実行します。一連の投資プロセスは**全てシステムにより自動観測・自動執行されています**。



当戦略において、取引対象は24時間動き続ける為替市場の複数の通貨ペア(例:米ドル対円、ユーロ対米ドル)、複数の取引業者にまたがり、かつ市場の価格変化が高速であるため、この投資プロセスをシステムを用いた自動執行によらずに実行することは困難です。STI社は、その独自のシステムを活用することで、**高度な裁定取引能力を発揮しています**。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

## 運用会社グループ紹介

# STIフィナンシャル・グループ (STI Financial Group) について

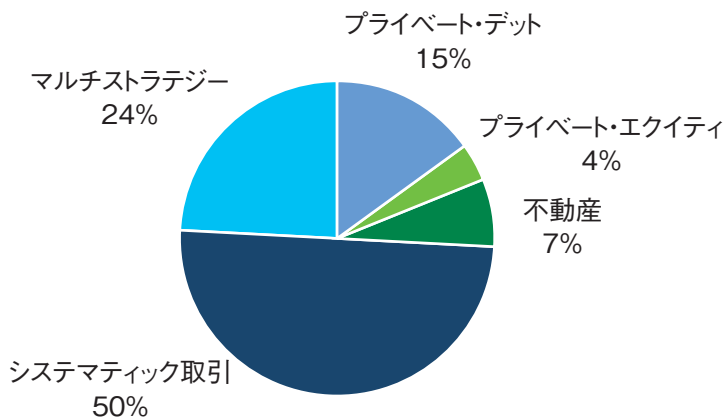
### 概要

- 2005年の設立以降、アジア地域に特化した、多様な運用サービスを提供しています。
- 香港拠点を中心にビジネスを展開させており、香港、台北、ロサンゼルス各拠点に運用プロフェッショナルを配置しています。
- システマティック取引戦略のみならず、不動産、未公開株式、融資などを投資対象とした運用を行っています。
- 10年超の期間において良好な運用実績を実現させています。グレーター・チャイナ地域の富裕層個人投資家および法人投資家の資金、総額約16億米ドルの資産を運用しています。
- 投資顧問会社、取引先法人等と強固なネットワークを構築し、その専門的見解・情報を得ています。

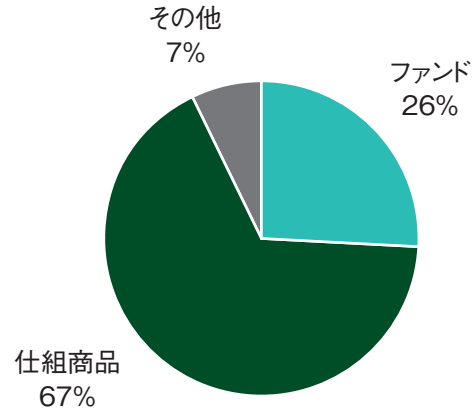
### 提供している運用プラットフォーム

投資ファンド		仕組商品		個別仕様ソリューション	
プライベート・エクイティ	プライベート・デット	不動産	システムティック取引		
ベンチャー・キャピタル	ミドル・マーケット融資	開発	為替スポット裁定取引		
グロース・キャピタル	有担保ファイナンス	買収・譲渡	統計手法裁定取引		
レバレッジド・バイアウト	スペシャル・シチュエーション	デット	トレンド・フォロー取引		
スペシャル・シチュエーション		資産管理			
ファンド・オブ・ファンズ					

### 運用戦略別残高内訳



### プラットフォーム別残高内訳



上記いずれも2019年12月末時点

### 特徴・優位性

多様なバックグラウンドを持つ人材で構成された専門家集団

良好かつ確固とした運用成績

多様かつ多数の投資家により選ばれた実績

投資家毎の運用目標に沿って提供される運用戦略・投資手段

卓越したテクノロジー知識を利用した調査・分析

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて相場変動のある外国為替証拠金取引などに実質的に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。
- したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

システム運用に係るリスク	当ファンドは、基本的にシステムによる自動取引で運用を行っています。そのため、当該システムやコンピューター・ネットワークに係る不具合、障害あるいは事故等が発生すると、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなる可能性があります。当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
取引執行リスク	市場の状況あるいは注文の内容によっては、市場で表示される売りまたは買いの提示価格とは異なる価格で約定が成立する場合があります。これにより収益機会を成立させる条件が失われ、想定していた収益機会を逸する可能性、あるいは損失が発生する可能性があります。
裁定取引に伴うリスク	スポット裁定取引戦略においては、同一投資対象の売りと買い両方の取引を同時に同単位で成立させることを基本としますが、市場の状況等によっては売りまたは買いのいずれかの取引のみが成立する場合や、売りと買いの約定単位が異なる場合があります。これにより収益機会を成立させる条件が失われ、想定していた収益機会を逸する可能性、あるいは損失が発生する可能性があります。
ブローカーの信用リスク	取引先ブローカーの信用状況が悪化することにより、売買取引、決済、あるいは預託金返還等が困難になる可能性があります。その場合、想定した取引を行うことが出来ず、損失が発生し、基準価額の下落要因となることがあります。
為替変動リスク	一般的に、外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。
レバレッジ・リスク	証拠金取引では、少額の投資資金（証拠金）を差入れることによりその何倍もの取引を行うことが可能です。一般的に、証拠金額に比した取引額（レバレッジ）を大きくすれば、相場の変動が小幅であっても、利益または損失が短期間に大きくなる可能性が高まります。
利益相反リスク	当ファンドが投資する投資信託証券（以下「当対象ファンド」）の運用会社およびその関連会社（以下「運用会社等」）は、当対象ファンドに係る以外の事業活動に従事し、当対象ファンドの顧客以外の顧客（以下「他顧客」）の口座を管理することができます。この場合に、他顧客のために行われる取引が、当対象ファンドの投資対象資産の価格等に影響を与え、当対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。また、当該運用会社等は、当対象ファンドのそれに類する、あるいは異なる運用戦略および業務サービスを、当対象ファンド以外のファンド等に提供することができます。その結果、運用会社等は、運用時間、業務および機能を全顧客間に配分する場合に利益相反となる可能性があります。 また、当ファンドの委託会社の関連会社は、当対象ファンドの運用に係る業務サービスを提供することができます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

# 投資リスク

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用しており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入替や組入比率の変更が、結果としてファンドの基準価額下落の原因となる場合があります。
- 一部解約金の支払資金を手当するために、当ファンドが投資する投資信託証券において、組入れている資産等を大量に売却あるいは反対売買する場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、組入資産等を当初期待された価格で売却あるいは反対売買できないことがあり、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 換金請求額が多額な場合、解約制限が設けられている「Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio」において解約請求の受付が中止・取消または延期された場合には、換金のお申込の受付を中止すること、既に受付けた換金のお申込の受付・約定を取消すること、および換金代金の支払を延期することがあります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金(解約)申込の受付を取消す場合があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## リスクの管理体制

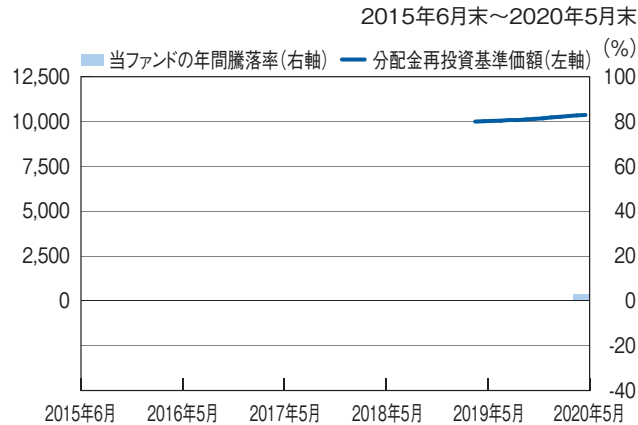
- 運用リスク管理および運用ガイドラインなどの遵守状況のモニタリング、運用状況の分析・評価に関しては、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が行っています。
- コンプライアンス・リスク管理部は、運用上必要な措置等についてコンプライアンス・リスク委員会へ報告し、コンプライアンス・リスク委員会は、必要に応じ投資委員会へ勧告を行います。これらの部署および委員会は、適切な運用・リスク管理体制が維持されるように努めています。

※上記体制は、2020年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# 投資リスク

(参考情報)

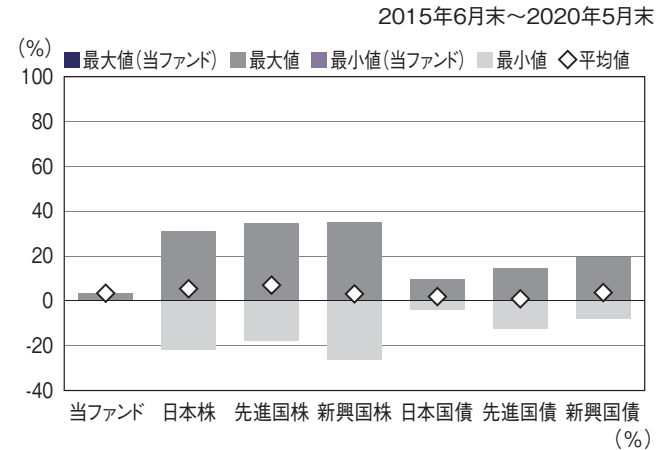
## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。  
 ※ 年間騰落率は、2020年4月から2020年5月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	3.5	31.0	34.5	35.0	9.5	14.4	19.5
最小値	3.3	△21.7	△17.6	△26.4	△4.1	△12.3	△8.0
平均値	3.4	5.4	7.0	3.1	1.9	0.9	3.7

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※ 2015年6月から2020年5月の5年間(当ファンドは2020年4月から2020年5月)の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
 ※ 決算日に対応した数値とは異なります。  
 ※ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### < 代表的な各資産クラスの指数 >

- 日本株 Morningstar 日本株式
- 先進国株 Morningstar 先進国株式(除く日本)
- 新興国株 Morningstar 新興国株式
- 日本国債 Morningstar 日本国債
- 先進国債 Morningstar グローバル国債(除く日本)
- 新興国債 Morningstar 新興国ソブリン債

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。  
 各指数は、全て利子・配当込みのグロスリターン指数です。

### < 各指数の概要 >

- 日本株 Morningstar 日本株式は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- 先進国株 Morningstar 先進国株式(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
- 新興国株 Morningstar 新興国株式は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
- 日本国債 Morningstar 日本国債は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
- 先進国債 Morningstar グローバル国債(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
- 新興国債 Morningstar 新興国ソブリン債は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

### < 重要事項 >

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

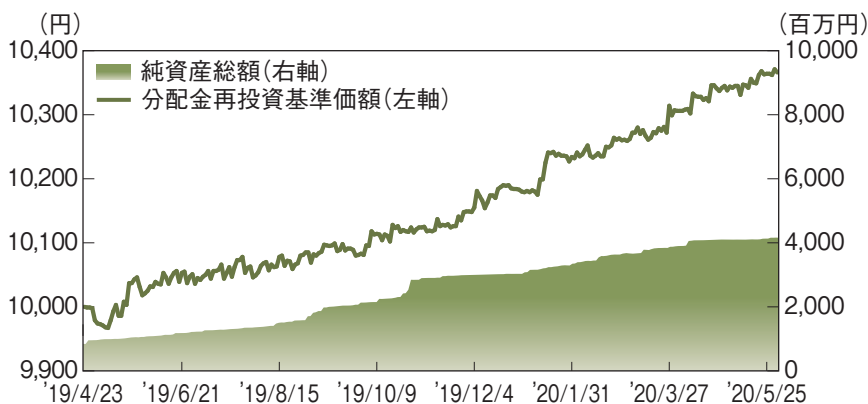
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

# 運用実績

データ基準日：2020年5月29日現在

## ■ 基準価額・純資産総額の推移

基準価額	10,366円	純資産総額	4,160百万円
------	---------	-------	----------



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。

## ■ 分配の推移

決算期	分配金
第1期	0円
2019年11月18日	0円
第2期	0円
2020年5月18日	0円
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。

## ■ 主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率
Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio	97.5%
ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	0.9%
現金等	1.5%
合計	100.0%

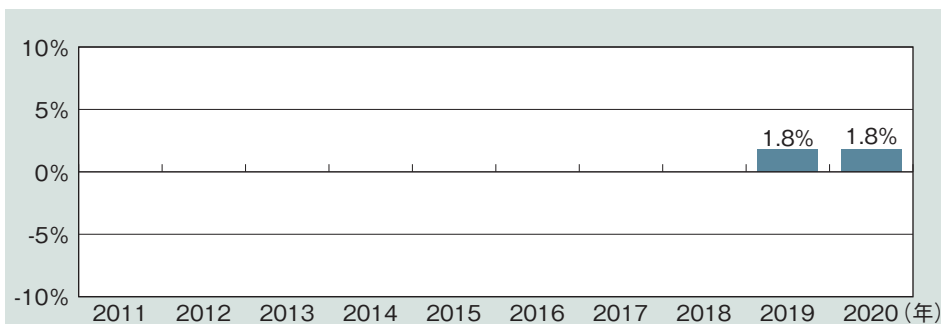
※ファンドの内訳は、小数第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

### 各投資対象ファンドの組入上位銘柄

[Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio] の組入上位銘柄	[ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)]の組入上位銘柄	
	銘柄名	比率
銘柄を組入・保有していないため、表示できません。	第127回利付国債(20年) 2031年3月償還	33.7%
	第145回利付国債(20年) 2033年6月償還	16.8%
	第130回利付国債(20年) 2031年9月償還	16.8%
	第87回利付国債(20年) 2026年3月償還	15.9%
	第319回利付国債(10年) 2021年12月償還	14.3%

※[ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)]組入上位銘柄の比率は、[ユナイテッド日本債券マザーファンド]の純資産総額に対するものです。

## ■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ 当ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※ ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。  
 ※ 2019年は設定日(4月23日)から12月末までの収益率です。2020年は5月末までの収益率です。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用状況は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

# 手続・手数料等

## お申込み

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口あたりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払ください。
換金単位	1口単位(販売会社により異なる場合があります。)
換金価額	換金(解約)申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。
換金代金	原則として換金(解約)申込受付日から起算して8営業日目からお支払します。
購入・換金申込締切時間	午後3時までに販売会社が受付けた分を、当日のお申込分とします。
購入の申込期間	2020年8月18日から2021年2月17日まで (期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
購入・換金申込不可日	以下の条件に該当する日においては、購入および換金(解約)のお申込ができません。 ● 香港もしくはケイマンの銀行休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金(解約)請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消	換金請求額が多額な場合、解約制限が設けられている「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」において解約請求の受付が中止・取消または延期された場合には、換金のお申込の受付を中止すること、既に受付けた換金のお申込の受付・約定を取消すること、および換金代金の支払を延期することがあります。 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金(解約)申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として2029年5月17日までです。(2019年4月23日設定)
繰上償還	委託会社は、主要投資対象ファンドが存続しないこととなった場合は、この信託を終了(繰上償還)させます。 また、次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ● 受益権の口数が5億口を下回るようになった場合 ● 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ● やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年5月および11月の各17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(www.igam.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎年5月と11月の決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。

# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ◆ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																		
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を <b>5.50% (税抜 5.00%)</b> として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込の販売会社にお問合せ下さい。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。																	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、 <b>1.00%</b> の率を乗じて得た額とします。																	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																		
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して <b>年2.255% (税抜 年2.050%)</b> の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は毎日計上され、毎計算期間末日または信託終了のときに、信託財産から支払われます。																	
	<table border="1"> <tr> <td>当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)</td> <td>年 2.255%</td> <td>(税抜 年 2.050%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年 1.100%~1.650% (税抜 年 1.000%~1.500%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年 0.550%~1.100% (税抜 年 0.500%~1.000%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.055% (税抜 年 0.050%)</td> </tr> <tr> <td>投資対象とする投資信託証券</td> <td>年 1.911%程度</td> <td>(税抜 年 1.910%程度)</td> </tr> <tr> <td>実質的な負担*</td> <td>年 4.166%程度</td> <td>(税抜 年 3.960%程度)</td> </tr> </table>	当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)	年 2.255%	(税抜 年 2.050%)	配分	委託会社	年 1.100%~1.650% (税抜 年 1.000%~1.500%)	販売会社	年 0.550%~1.100% (税抜 年 0.500%~1.000%)	受託会社	年 0.055% (税抜 年 0.050%)	投資対象とする投資信託証券	年 1.911%程度	(税抜 年 1.910%程度)	実質的な負担*	年 4.166%程度	(税抜 年 3.960%程度)	
	当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)	年 2.255%	(税抜 年 2.050%)															
	配分	委託会社	年 1.100%~1.650% (税抜 年 1.000%~1.500%)															
		販売会社	年 0.550%~1.100% (税抜 年 0.500%~1.000%)															
		受託会社	年 0.055% (税抜 年 0.050%)															
	投資対象とする投資信託証券	年 1.911%程度	(税抜 年 1.910%程度)															
	実質的な負担*	年 4.166%程度	(税抜 年 3.960%程度)															
	<p>なお、委託会社および販売会社への配分比率は、販売会社毎に、当ファンドの取扱残高の額によって異なります。詳細は下記の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取扱残高 (販売会社毎)</th> <th colspan="2">配分</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以下</td> <td>1.6500% (税抜1.500%)</td> <td>0.5500% (税抜0.500%)</td> </tr> <tr> <td>10億円超 30億円以下</td> <td>1.3750% (税抜1.250%)</td> <td>0.8250% (税抜0.750%)</td> </tr> <tr> <td>30億円超 100億円以下</td> <td>1.2375% (税抜1.125%)</td> <td>0.9625% (税抜0.875%)</td> </tr> <tr> <td>100億円超</td> <td>1.1000% (税抜1.000%)</td> <td>1.1000% (税抜1.000%)</td> </tr> </tbody> </table>	取扱残高 (販売会社毎)	配分		委託会社	販売会社	10億円以下	1.6500% (税抜1.500%)	0.5500% (税抜0.500%)	10億円超 30億円以下	1.3750% (税抜1.250%)	0.8250% (税抜0.750%)	30億円超 100億円以下	1.2375% (税抜1.125%)	0.9625% (税抜0.875%)	100億円超	1.1000% (税抜1.000%)	1.1000% (税抜1.000%)
	取扱残高 (販売会社毎)		配分															
委託会社		販売会社																
10億円以下	1.6500% (税抜1.500%)	0.5500% (税抜0.500%)																
10億円超 30億円以下	1.3750% (税抜1.250%)	0.8250% (税抜0.750%)																
30億円超 100億円以下	1.2375% (税抜1.125%)	0.9625% (税抜0.875%)																
100億円超	1.1000% (税抜1.000%)	1.1000% (税抜1.000%)																
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">役務の内容</td> <td>委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>運用報告書など各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table>	役務の内容	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価											
役務の内容		委託会社	委託した資金の運用の対価															
		販売会社	運用報告書など各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価															
	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																
<p>*当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬について算出したものです。実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。</p>																		
実績報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運用の実績に応じて実績報酬が発生します。</li> <li>● 当該実績報酬は、計算期間を通じて毎日、前営業日の基準価額(1万口あたり)がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に22.0%(税抜20.0%)の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額を計上します。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{実績報酬} = (\text{前営業日の基準価額} - \text{ハイ・ウォーター・マーク}) \times 22.0\%</math> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ハイ・ウォーター・マークの算出</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設定日から第1計算期末まで</th> <th>10,000円(1万口あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上記後の 毎計算期末</td> <td>前営業日の 基準価額が その時点のハイ・ ウォーター・マークを</td> <td>上回った場合 翌期のハイ・ウォーター・マークは、当期末前 営業日基準価額から当期分配金額を差引 いた水準に変更されます。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上回らなかった 場合 ハイ・ウォーター・マークは、変更されません。</td> </tr> </tbody> </table>	設定日から第1計算期末まで		10,000円(1万口あたり)	上記後の 毎計算期末	前営業日の 基準価額が その時点のハイ・ ウォーター・マークを	上回った場合 翌期のハイ・ウォーター・マークは、当期末前 営業日基準価額から当期分配金額を差引 いた水準に変更されます。		上回らなかった 場合 ハイ・ウォーター・マークは、変更されません。									
設定日から第1計算期末まで		10,000円(1万口あたり)																
上記後の 毎計算期末	前営業日の 基準価額が その時点のハイ・ ウォーター・マークを	上回った場合 翌期のハイ・ウォーター・マークは、当期末前 営業日基準価額から当期分配金額を差引 いた水準に変更されます。																
		上回らなかった 場合 ハイ・ウォーター・マークは、変更されません。																

## 手続・手数料等

実績報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該実績報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、当該基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えている場合に限り、信託財産中から委託会社に支弁するものとします。</li> <li>● 期中に一部解約が行われた場合、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬は、上述の基準価額の水準に係わず支払われます。</li> <li>● 実績報酬は、ファンドの運用実績に応じて委託会社および販売会社が受取る対価で、配分比率は各50%とします。</li> <li>● 決算時に分配が行われる場合、ハイ・ウォーター・マークは分配金額を控除した価額に調整されます。</li> <li>● 留意点:毎日の基準価額は、前営業日の実績報酬が費用計上された後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に実績報酬が差引かれるものではありません。実績報酬は、期末毎にファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されていますので、更に実績報酬が差引かれるものではありません。</li> </ul>
その他の費用・手数料	<p>諸費用として、以下の費用等が信託財産から支払われます。ただし、これらの費用の内、当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.200%を上限とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 組入有価証券取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)</li> <li>● 信託財産に関する租税</li> <li>● 計理およびこれに付随する業務に係る費用</li> <li>● 目論見書等の作成および交付に係る費用</li> <li>● 運用報告書の作成および交付に係る費用</li> <li>● 公告に係る費用</li> <li>● 法律顧問および税務顧問に係る報酬および費用等</li> </ul> <p>その他に、ファンドの監査費用が信託財産から支払われます。</p> <p>なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。</p> <p>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</p> <p>※これらの費用等は、運用の状況等により変動するため、一部を除き料率、上限等をあらかじめ表示することが出来ません。</p>

### ◆税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税* 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税* 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

\*所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度(愛称「NISA」)をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(愛称「ジュニアNISA」)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2020年5月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 追加的記載事項

### ■ 投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio
ファンド形態	外国投資信託証券（ケイマン籍、円建、会社型）
主要投資対象	外国為替証拠金取引
運用の基本方針	① 先進国通貨の外国為替証拠金取引に主に投資します。 ② 運用に当たっては、スポット裁定取引戦略を用います。 ③ 独自の取引モデルに基づき、自動取引を行います。
投資方針・特色	① 原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ② 円資産で差入れられる証拠金については、外貨の対円為替変動の影響を受けません。 ③ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
管理報酬等	管理報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 2.00%の率を乗じて得た額とします。 その他、信託事務の処理に関する諸費用、信託財産に関する租税、および信託財産の監査に要する費用などががかかります。
実績報酬	ありません。
事務管理 代行会社	Maples Fund Services (Cayman) Limited ※Maples Fund Services (Asia) Limitedに業務を委託しています。
運用会社	STI JP Limited
投資助言会社	STI Asset Management Limited

ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	① 信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ② マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③ わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ④ AA 格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.220%（税抜年 0.200%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社

※上記は、有価証券届出書提出日現在の内容であり、今後変更となる場合があります。







# MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

***i*** **i Global Asset Management Co., Ltd.**

2020. 8. 18

# あい・パワーファンド

## 愛称：i パワー

追加型投信／内外／その他資産（通貨）／特殊型（絶対収益追求型）

◆この目論見書により行なう「あい・パワーファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年8月17日に関東財務局長に提出しており、2020年8月18日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2020年8月17日
発行者名	: あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 田中 英治
本店の所在の場所	: 東京都港区六本木一丁目6番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

 あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払の対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

## － 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第二部【ファンド情報】 .....	3
第1【ファンドの状況】 .....	3
第2【管理及び運営】 .....	34
第3【ファンドの経理状況】 .....	39
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	48
第三部【委託会社等の情報】 .....	49
約款 .....	68

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

あい・パワーファンド（以下「ファンド」といいます。）

- ・愛称として「iパワー」という名称を用いることがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）

・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

### (5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に5.5%(税抜5.00%)を上限として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。

詳細につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

- ・「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

### (6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

### (7)【申込期間】

2020年8月18日から2021年2月17日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

下記の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

<あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-6230-9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込に係る発行価額の総額は、追加設定が行なわれる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込を受付けた販売会社とします。詳細につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せ下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

<受益権の取得申込の方法>

販売会社所定の方法でお申込ください。

取得申込の取扱は、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込は翌営業日の取扱とさせていただきます。

<申込コース>

「分配金受取コース」（税金を差引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱コースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問合せください。

<受益権の取得申込の受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

<受付不可日>

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が香港もしくはケイマンの銀行休業日に該当する場合は、申込を受付けないものとします。



## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

当ファンドは、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

###### ② ファンドの基本的性格

###### 1) 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型	国内	株式 債券	インデックス型
追加型	海外	不動産投信 その他資産	特殊型 (絶対収益追求型)
	内外	(通貨) 資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式	年1回	グローバル		あり	ブルベア型
一般	年2回	(日本を含む)		( )	
大型株	年4回	日本	ファミリー	なし	
中小型株	年6回	北米	ファンド		条件付運用型
債券	(隔月)	欧州			
一般	年12回	アジア			
公債	(毎月)	オセアニア			ロング・
社債	日々	中南米	ファンド・オブ・		ショート型／
その他債券	その他	アフリカ	ファンズ		絶対収益
クレジット	( )	中近東			追求型
属性		(中東)			
( )		エマージング			
不動産投信					その他
その他資産					( )
(投資信託証券					
(通貨)					
資産複合					
( )					
資産配分					
固定型					
資産配分					
変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表および属性区分表に係る用語の定義は以下の通りです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### <補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分の定義>

##### 1. 投資対象資産による属性区分

###### (1) 株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### (2) 債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

###### (3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

###### (4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

###### (5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

##### 2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回（隔月）：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回（毎月）：目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
  - ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）
- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
  - ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - ⑨中近東（中東）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
  - ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
  - ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
  - ②TOPIX
  - ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
  - ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
  - ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
  - ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

### ③ ファンドの特色



#### 1 外国為替証拠金取引を主な投資対象とします。

- 主として先進国通貨(円、米ドル、ユーロ、英ポンドなど)の外国為替証拠金取引に実質的に投資します。
- 運用会社グループが独自に開発したシステムティック取引モデルに基づいて運用を行います。
- 用いられる運用戦略は、スポット裁定取引戦略です。
- 為替市場の方向性による影響の低減を図るため、同一投資対象の売りと買いを組合せることを基本とします。

※「外国為替証拠金取引」の詳細については後述の解説を参照ください。



#### 2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

- 投資に当たっては、信託約款に定める「別に定める投資信託証券(「指定投資信託証券」という場合があります。)」の中から選択した投資信託に投資を行います。
- 有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券(当ファンドが投資可能な投資信託証券)は以下の通りです。

##### 主要投資対象

Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio

運用会社: STI JP Limited

ユナイテッド日本債券ヘビーファンド(適格機関投資家向け)

委託会社: あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

##### ▶ STI JP Limited (運用会社) について

「Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio」新規設定に伴い設立された、当該ファンド専任運用会社です。当該ファンドの運用に当たっては、STI Asset Management から投資助言を受けます。

##### ▶ STI Asset Management Limited (投資助言会社) について

STI Financial Group が持つ運用手法に基づいて、STI JP Limitedに対し当該ファンドの運用に係る投資助言を行います。

##### ▶ STI Financial Group (運用会社グループ) について

上記2社を含む法人を傘下に擁する金融グループで、2005年の設立以降、香港を本拠点とし多様な資産運用サービスを提供しています。グループの運用資産総額は約16億米ドル(約1,752億円)\*です。

\*2019年12月末現在。米ドルの円貨換算は、2019年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.56円)によります。

※STI Financial Groupを以下「STI社」と言う場合があります。



#### 3 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。

- 実質的に投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。したがって、当ファンドの基準価額および分配金は、円と外国通貨との為替相場の変動の影響を受けます。
- 外国為替証拠金取引において、円資産で差入れられる証拠金については、外貨の対円為替変動の影響を受けません。

## 運用戦略の特徴

### スポット裁定取引戦略

①

運用会社グループが独自に開発したシステムティック取引モデルに基づき運用を行います。

②

システムが常時対象市場を観測し、より安定的な収益機会を捉え、瞬時に取引を執行します。

③

同一銘柄（通貨ペア）の買いと売りを同時に同単位で行うことにより、相場の方向性による影響を受けにくくします。

## 投 資

### 外国為替証拠金取引

米ドル  
-  
円

ユーロ  
-  
米ドル

英ポンド  
-  
ユーロ

英ポンド  
-  
米ドル

その他  
通貨  
ペア

#### 外国為替 証拠金取引

投資額の一部額を予め証拠金として差入れることにより外国為替投資を行うことができる仕組みです。投資額の総額を授受する必要はなく、決済差金の授受のみを行います。

つまり、少額の資金でその何倍もの売買取引を行うことができます。（これを「レバレッジ」といいます。）

また、証拠金と異なる通貨の売買が可能なので、例えば、証拠金を円で差入れて米ドル買・ユーロ売といった取引を行うこともできます。

#### スポット取引

外国為替市場において「スポット取引」とは、通貨売買契約日（約定日）の翌々営業日までに決済を行う取引のことで、「直物取引」ともいいます。最も基本的な外国為替取引です。

特定の取引所で集中取引されている訳ではなく、世界のあらゆる場所で多数の参加者によって相対取引されています。

\*新興国通貨などの場合、決済が翌々営業日より遅くなる場合があります。

## ■ スポット裁定取引戦略の仕組

下表は、米ドル-円スポット取引のある時点の状況を切り取ったイメージです。

取引業者がそれぞれに買値・売値を提示するので、「米ドル-円スポット」という1つの銘柄が、同じ瞬間に、異なる複数の値で売買されます。

そうすると時には、例えば  
1米ドル\*を  
「106.54円で買います」  
という提示と  
「106.51円で売ります」  
という提示が  
同時に現れることがあります。

\*以下いずれも1米ドル当たりの  
価格(円)です。

ここで即座に、  
「106.54円で買います」  
という業者に売注文\*を出し、  
同時に  
「106.51円で売ります」  
という業者に買注文\*を出します。

\* 売りと買いは同単位です。

106.54円での売りと  
106.51円での買いが  
同時約定された時点で、  
0.03円の利益が固定された  
こととなります。

同時に、上記の売りと買いの持ち高が通算されます。  
その結果、持ち高は消え、確定利益として0.03円が  
残ります。

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	B	106.54	106.55
米ドル - 円 スポット	C	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	D	106.52	106.55
米ドル - 円 スポット	E	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	F	106.50	106.51
米ドル - 円 スポット	G	106.50	106.52
米ドル - 円 スポット	H	106.51	106.54

裁定機会  
発見

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A		
米ドル - 円 スポット	B	106.54	
米ドル - 円 スポット	C		
米ドル - 円 スポット	D		
米ドル - 円 スポット	E		
米ドル - 円 スポット	F		106.51
米ドル - 円 スポット	G		
米ドル - 円 スポット	H		

売買  
同時発注

米ドル - 円 スポット	売り約定	106.54 円
米ドル - 円 スポット	買い約定	106.51 円
価格差固定		0.03 円

売買  
同時約定

利益実現	0.03 円
------	--------

利益実現

※取引に係る費用等は考慮していません。

※実際の取引執行に際しては、急激な価格や流動性の変動により、意図した価格による取引ができない場合、あるいは売り買いの何れかのみ約定成立する場合があります。

## 市場動向とスポット裁定取引戦略

この為替相場が 円高米ドル安 あるいは 円安米ドル高に動いたとすると…

円高・ドル安方向					円安・ドル高方向				
取引対象 (銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格	価格差	取引対象 (銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格	価格差
米ドル - 円 スポット	A	95.01	95.04	0.05	米ドル - 円 スポット	A	122.11	122.13	0.04
米ドル - 円 スポット	B	94.99	95.01		米ドル - 円 スポット	B	122.09	122.11	
米ドル - 円 スポット	C	95.01	95.03		米ドル - 円 スポット	C	122.11	122.15	
米ドル - 円 スポット	D	95.02	95.05		米ドル - 円 スポット	D	122.12	122.16	
米ドル - 円 スポット	E	95.05	95.06		米ドル - 円 スポット	E	122.09	122.12	
米ドル - 円 スポット	F	95.02	95.04		米ドル - 円 スポット	F	122.15	122.16	
米ドル - 円 スポット	G	94.98	95.00		米ドル - 円 スポット	G	122.12	122.12	
米ドル - 円 スポット	H	95.02	95.06		米ドル - 円 スポット	H	122.13	122.14	



このように、為替相場の水準や方向性ではなく、上記のような価格差(裁定の機会)が生じるかどうかを収益確保の決め手になります。

以上は米ドル-円の例ですが、他の通貨ペアでも同様に裁定機会を見出すことが可能です。当戦略においては、取引量の多い通貨ペアを選んで投資します。



当戦略においては、収益機会は市場全体の方向性にほとんど左右されません。それよりも、「いかに裁定機会を捉えるか」の能力が、運用の巧拙を決定することになります。



当戦略においては、STI社のシステムが、広範な対象市場における値動きを常時観測し、裁定機会を発見し、瞬時に取引注文を実行します。一連の投資プロセスは全てシステムにより自動観測・自動執行されています。



当戦略において、取引対象は24時間動き続ける為替市場の複数の通貨ペア(例:米ドル対円、ユーロ対米ドル)、複数の取引業者にまたがり、かつ市場の価格変化が高速であるため、この投資プロセスをシステムを用いた自動執行によらずに実行することは困難です。STI社は、その独自のシステムを活用することで、高度な裁定取引能力を発揮しています。



# STIフィナンシャル・グループ (STI Financial Group) について

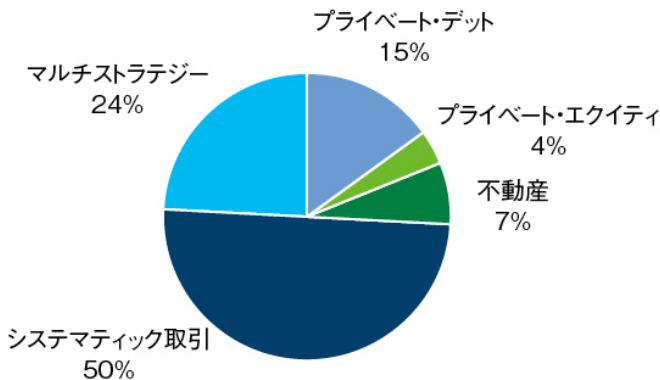
## 概要

- 2005年の設立以降、アジア地域に特化した、多様な運用サービスを提供しています。
- 香港拠点を中心にビジネスを展開させており、香港、台北、ロサンゼルス各拠点に運用プロフェッショナルを配置しています。
- システマティック取引戦略のみならず、不動産、未公開株式、融資などを投資対象とした運用を行っています。
- 10年超の期間において良好な運用実績を実現させています。グレーター・チャイナ地域の富裕層個人投資家および法人投資家の資金、総額約16億米ドルの資産を運用しています。
- 投資顧問会社、取引先法人等と強固なネットワークを構築し、その専門的見解・情報を得ています。

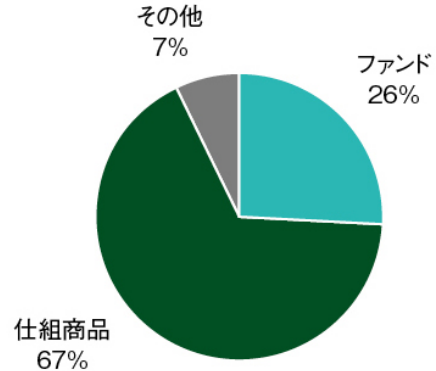
### 提供している運用プラットフォーム

投資ファンド		仕組商品		個別仕様ソリューション	
プライベート・エクイティ	プライベート・デット	不動産		システマティック取引	
ベンチャー・キャピタル	ミドル・マーケット融資	開発		為替スポット裁定取引	
グロース・キャピタル	有担保ファイナンス	買収・譲渡		統計手法裁定取引	
レバレッジド・バイアウト	スペシャル・シチュエーション	デット		トレンド・フォロー取引	
スペシャル・シチュエーション		資産管理			
ファンド・オブ・ファンズ					

### 運用戦略別残高内訳



### プラットフォーム別残高内訳



上記いずれも2019年12月末時点

## 特徴・優位性

多様なバックグラウンドを持つ人材で構成された専門家集団	良好かつ確固とした運用成績	多様かつ多数の投資家により選ばれた実績	投資家毎の運用目標に沿って提供される運用戦略・投資手段	卓越したテクノロジー知識を利用した調査・分析
-----------------------------	---------------	---------------------	-----------------------------	------------------------

## ■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## ■ 分配方針

毎年5月17日および11月17日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向・残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※運用状況により分配金額は変動します。

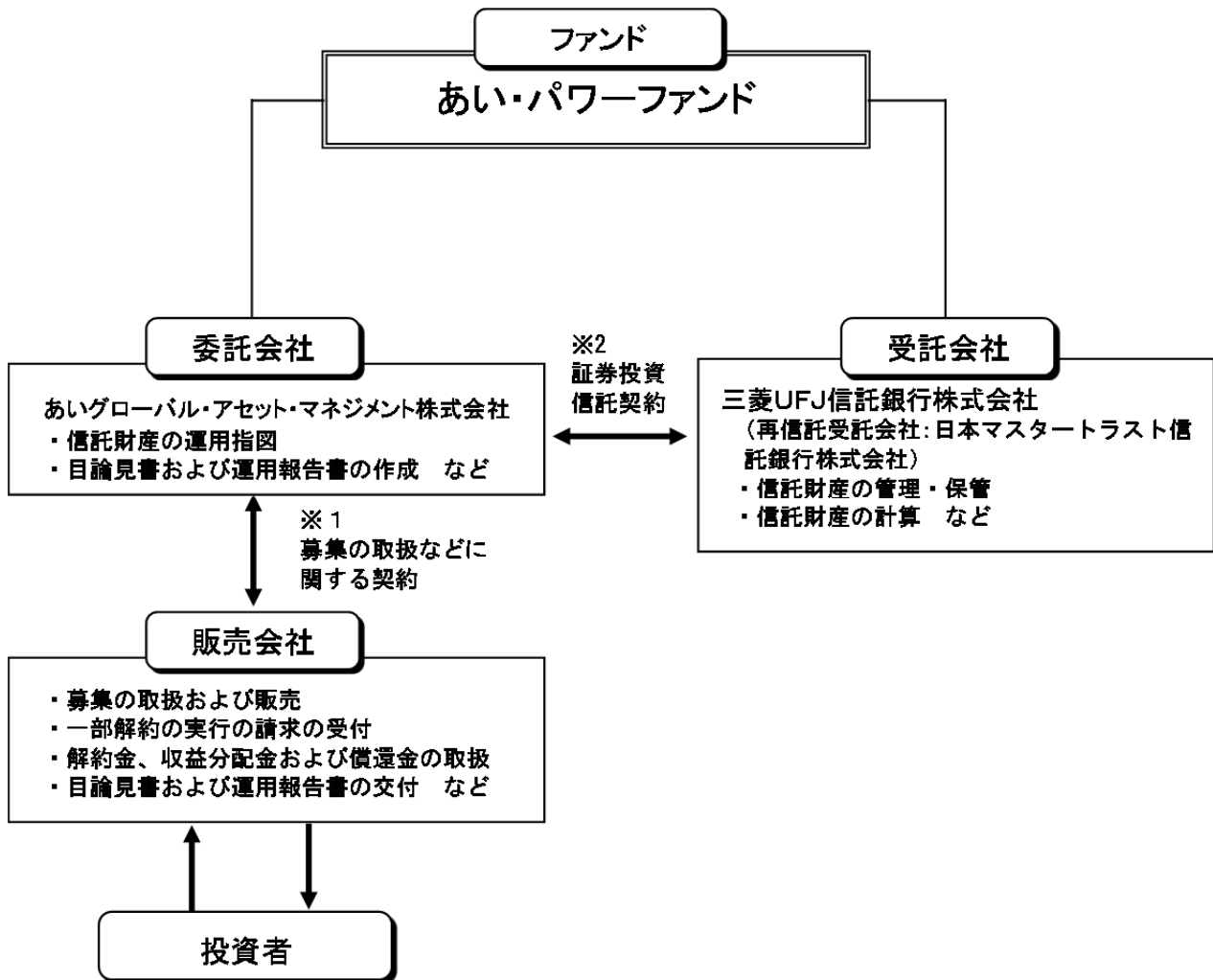
市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2019年4月23日 当ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱、収益分配金・償還金の支払、解約請求の受付の業務範囲の取決の内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決の内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組>

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ形式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組で、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



※「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」を主要投資対象とし、高位組入を維持することを基本とします。

※投資対象となる投資信託証券については、見直しを行う場合があります。

② 委託会社の概況 (2020年5月末現在)

1) 資本金

4億2,500万円

2) 沿革

- 1999年9月17日 : 米ユニテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユニテッド投信株式会社を設立
- 1999年10月26日 : 証券投資信託委託業の認可取得
- 2000年10月6日 : オールド・ミューチュアル (U. S.) ・ホールディングス・インクの子会社となる
- 2004年1月20日 : 投資顧問会社として登録
- 2005年3月30日 : 日本アジアホールディングズ株式会社の子会社となる
- 2005年10月31日 : 投資一任業務に係る認可を取得、ユーエイエムジャパンインクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユニテッド投信投資顧問株式会社に変更
- 2007年9月30日 : 金融商品取引業者として登録
- 2013年7月13日 : 会社名をユニテッド投信投資顧問株式会社から日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に変更
- 2015年7月1日 : 日本アジア証券株式会社の100%子会社となる
- 2017年2月1日 : 日本アジアファイナンシャルサービス株式会社の100%子会社となる
- 2018年5月31日 : iホールディングス株式会社及びあい証券株式会社の100%子会社となる
- 2018年10月1日 : 会社名を日本アジア・アセット・マネジメント株式会社からあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社に変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
iホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,596株	60%
あい証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	3,064株	40%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ① 基本方針

この投資信託は、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### ② 投資対象

この投資信託は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。））ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券をいいます。以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

#### ③ 投資態度

イ. この投資信託は、指定投資信託証券への投資を通じて、実質的に先進国通貨の外国為替証拠金取引を主要取引対象とします。

ロ. 各指定投資信託証券への投資割合は、市場動向や資金動向などを勘案して決定するものとし、指定投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。

ハ. 各指定投資信託証券については、原則として為替ヘッジは行いません。

ニ. 市場動向や資金動向等に急激な変化が生じたとき、ならびにこの投資信託の残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、もしくはやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### ① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### ② 有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

#### ③ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

◆投資対象とする投資信託証券の概要

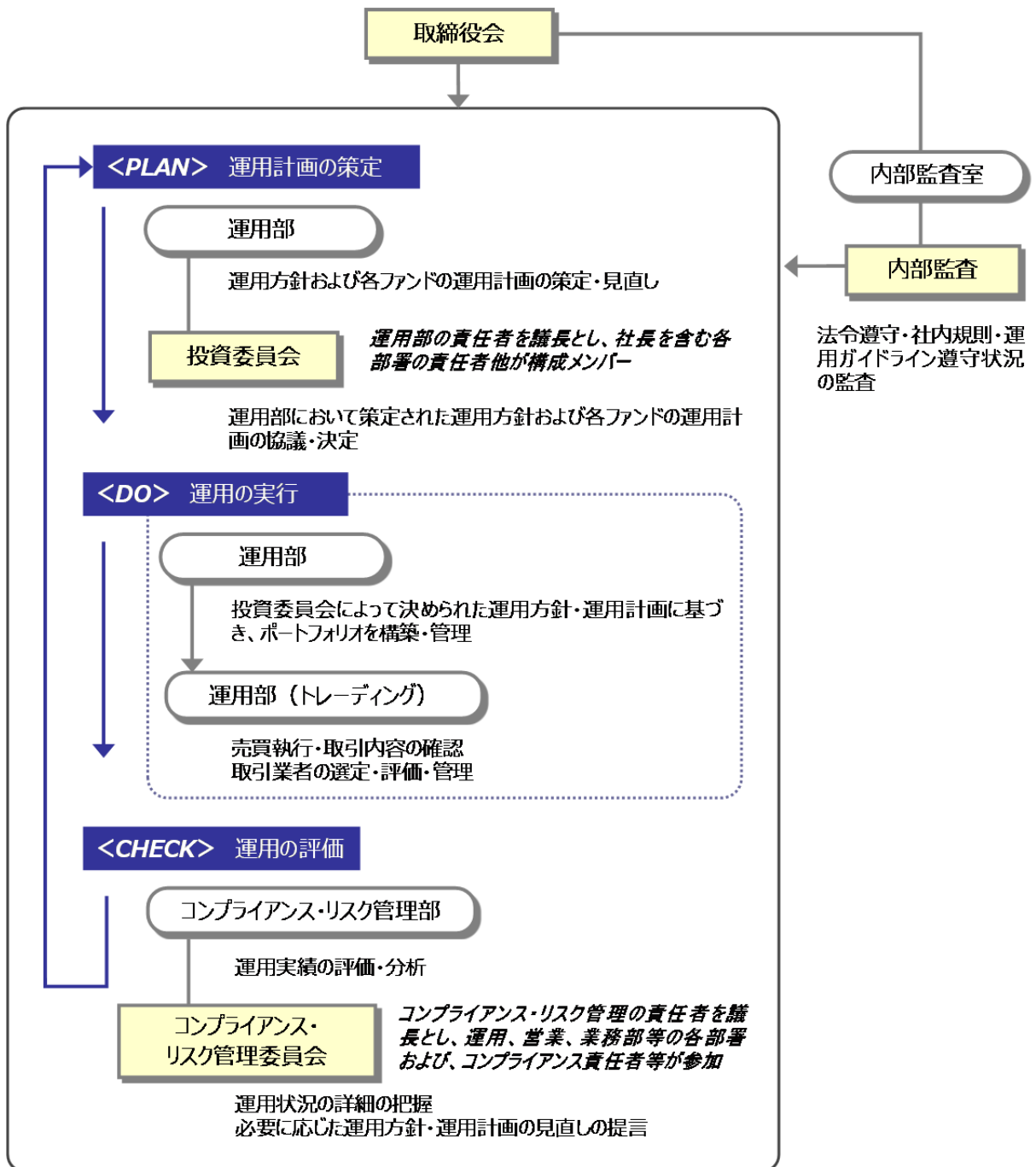
ファンド名	Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio
ファンド形態	外国投資信託証券（ケイマン籍、円建、会社型）
主要投資対象	外国為替証拠金取引
運用の基本方針	① 先進国通貨の外国為替証拠金取引に主に投資します。 ② 運用に当たっては、スポット裁定取引戦略を用います。 ③ 独自の取引モデルに基づき、自動取引を行います。
投資方針・特色	① 原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ② 円資産で差入れられる証拠金については、外貨の対円為替変動の影響を受けません。 ③ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
管理報酬等	管理報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 2.00%の率を乗じて得た額とします。 その他、信託事務の処理に関する諸費用、信託財産に関する租税、および信託財産の監査に要する費用などがかかります。
実績報酬	ありません。
事務管理 代行会社	Maples Fund Services (Cayman) Limited ※Maples Fund Services (Asia) Limitedに業務を委託しています。
運用会社	STI JP Limited
投資助言会社	STI Asset Management Limited

ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	① 信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ② マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③ わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ④ AA 格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.220%（税抜年 0.200%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社

上記は、有価証券届出書提出日現在の内容であり、今後変更となる場合があります。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



委員会名または部署名	役割
投資委員会 (原則月1回開催)	当社または再委託先が行う運用について、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置等を決定するとともに、資産運用リスク管理上必要な事項等の決定を行います。
コンプライアンス・ リスク管理委員会 (原則月1回開催)	当社または再委託先が行う運用が信託約款に準拠して行われるとともに、投資判断の妥当性が確保され、合理的な運用成果が得られているか等の検証を行い、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置について投資委員会に勧告を行います。
運用部 (トレーディング) (2名程度)	投資委員会で協議・決定された投資戦略に基づいて、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書に基づいて、運用の指図を行います。有価証券等(余剰資金を含む)の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、売買の結果について最良執行の観点からの検証・分析ならびに業者選定を行います。
内部監査室 (1名程度)	法令、社内規則および運用ガイドライン等の遵守状況の内部監査を行います。
業務部 (4名程度)	商品企画関連業務、投資信託財産の計理および管理に関する業務、また当社の運用するファンドに関する情報開示(レポート)を行います。
コンプライアンス・ リスク管理部 (3名程度)	法令諸規則等の遵守体制の整備ならびに管理を行い、各部署に定期的な指導を行います。また、当社の運用するファンドについて、運用実績の評価・分析およびリスク管理面からのモニタリングを行います。

#### ・社内規程

委託会社では、社内規程でファンドの運用に当たって遵守すべき事項等を定めているほか、「利益相反管理規程」、「ポートフォリオの設定・管理と発注に関するマニュアル」等の規程及びマニュアルを定め、法令遵守の徹底ならびにインサイダー取引および利益相反取引の防止に努めています。また、「資産運用リスク管理規程」において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が、運用の指図および運用状況について、運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を行っています。

なお、当社が第三者へ運用の指図権限を委託する場合には、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規程」に従い、事前チェックおよび定期モニタリング等を実施しています。

#### ・ファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

ファンドの受託会社(信託銀行(再信託受託会社を含みます。))については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

また、受託会社に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。発注先業者については、受益者および顧客の利益を最優先としたトレーディング業務を遂行するため、定められた事項(信用リスク、取引執行能力、事務取扱能力、手数料率および情報提供力)に基づき評価した上で選定・採用しています。

また、原則として6ヶ月毎に、上記事項に基づき発注先業者を評価しています。

※上記の運用体制は、2020年5月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。



#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

##### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向・残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

##### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

##### ② 収益分配金の支払

##### <分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

##### <分配金受取コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払は販売会社において行なわれます。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

2) 株式への直接投資は行いません。

3) デリバティブ取引の直接利用は行いません。

4) 外貨建資産への直接投資は行いません。

5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

##### 6) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

4. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

5. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

7) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

8) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

- ・ 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて相場変動のある外国為替証拠金取引などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・ したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- ・ 信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者の皆様に帰属します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なります。

#### <基準価額の主な変動要因>

##### ① システム運用に係るリスク

当ファンドは、基本的にシステムによる自動取引で運用を行っています。そのため、当該システムやコンピューター・ネットワークに係る不具合、障害あるいは事故等が発生すると、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなる可能性があり、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

##### ② 取引執行リスク

市場の状況あるいは注文の内容によっては、市場で表示される売または買の提示価格とは異なる価格で約定が成立する場合があります。これにより収益機会を成立させる条件が失われ、想定していた収益機会を逸する可能性、あるいは損失が発生する可能性があります。

##### ③ 裁定取引に伴うリスク

スポット裁定取引戦略においては、同一投資対象の売りと買い両方の取引を同時に同単位で成立させることを基本としますが、市場の状況等によっては売りまたは買いのいずれかの取引のみが成立する場合や、売りと買いの約定単位が異なる場合があります。これにより収益機会を成立させる条件が失われ、想定していた収益機会を逸する可能性、あるいは損失が発生する可能性があります。

##### ④ ブローカーの信用リスク

取引先ブローカーの信用状況が悪化することにより、売買取引、決済、あるいは預託金返還等が困難になる可能性があります。その場合、想定した取引を行うことが出来ず、損失が発生し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

##### ⑤ 為替変動リスク

一般的に、外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

##### ⑥ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

##### ⑦ レバレッジ・リスク

証拠金取引では、少額の投資資金（証拠金）を差入れることによりその何倍もの取引を行うことが可能です。一般的に、証拠金額に比した取引額（レバレッジ）を大きくすれば、相場の変動が小幅であっても、利益または損失が短期間に大きくなる可能性が高まります。

##### ⑧ 利益相反リスク

当ファンドが投資する投資信託証券（以下「当対象ファンド」）の運用会社およびその関連会社（以下「運用会社等」）は、当対象ファンドに係る以外の事業活動に従事し、当対象ファンドの顧客以外の顧客（以下「他顧客」）の口座を管理することができます。この場合に、他顧客のために行われる取引が、当対象ファンドの投資対象資産の価格等に影響を与え、当対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。また、当該運用会社等は、当対象ファンドのそれに類する、あるいは異なる運用戦略および業務サービスを、当対象ファンド以外のファンド等に提供することができます。その結果、運用会社等は、運用時間、業務および機能を全顧客間に配分する場合に利益相反となる可能性があります。

また、当ファンドの委託会社の関連会社は、当対象ファンドの運用に係る業務サービスを提供することができます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

① ファンド運営上のリスク

(A) 指定投資信託証券における解約制限等

委託会社は、換金請求額が多額な場合、解約制限が設けられている「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」において解約請求の受付が中止・取消または延期された場合には、換金のお申込の受付を中止すること、既に受付けた換金のお申込の受付・約定を取消すること、および換金代金の支払を延期することがあります。

(B) 取得申込の受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得申込の受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、解約の申込の受付を中止する場合があります。

(C) 信託の途中終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回る場合、この信託が主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合、または、受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(D) 指定投資信託証券の運用および変更に伴うリスク

当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用をしており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入替や組入比率の変更が、結果としてファンドの基準価額の下落の要因となる場合があります。

② 販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は販売会社を通じてファンドに振込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払についても、販売会社へ支払った後の受益者への支払については、委託会社および受託会社は責任を負いません。委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払は、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから販売会社の指定口座への支払をした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

③ 収益分配に係る留意点

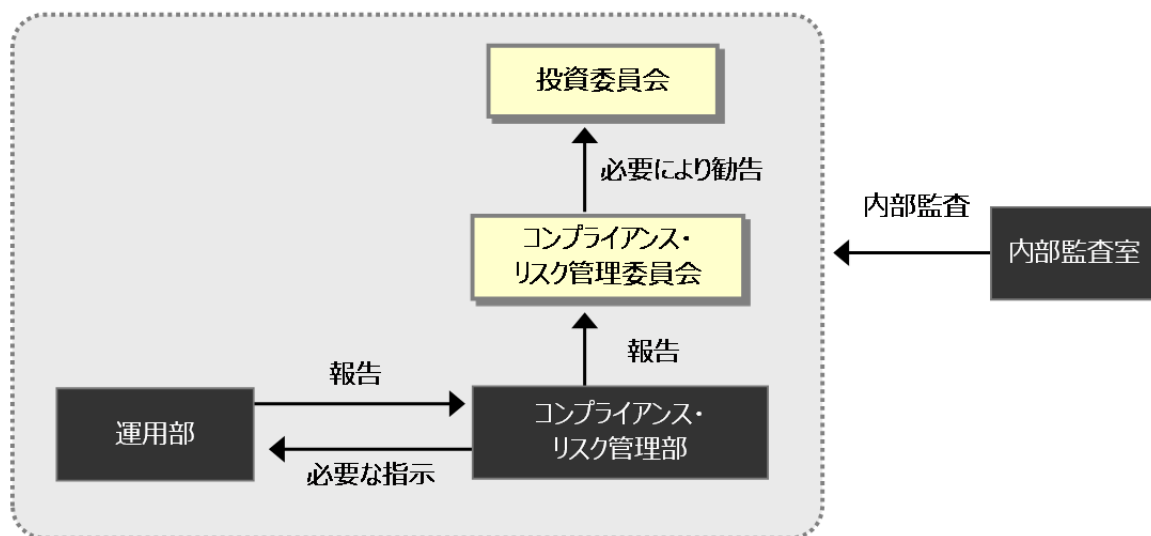
分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

ありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

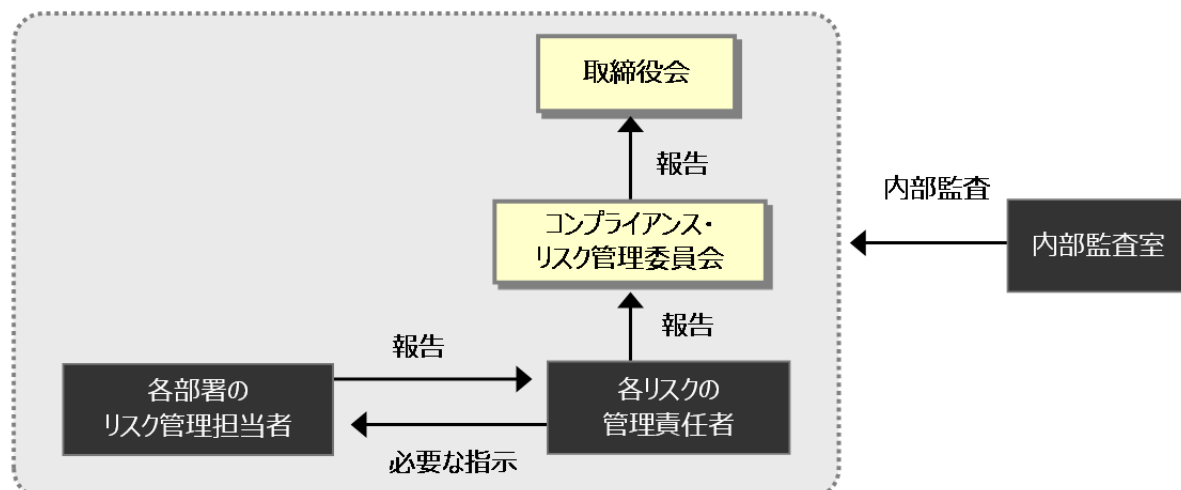
## (2) リスク管理体制

- ・運用リスク管理および運用ガイドラインなどの遵守状況のモニタリング、運用状況の分析・評価に関しては、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が行っています。
- ・コンプライアンス・リスク管理部は、運用上必要な措置等についてコンプライアンス・リスク委員会へ報告し、コンプライアンス・リスク委員会は、必要に応じ投資委員会へ勧告を行います。これらの部署および委員会は、適切な運用・リスク管理体制が維持されるように努めています。
- ・資産運用リスク管理について：  
市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク等を対象とします。  
担当部署である運用部が日々リスクの管理を行い、統括部署であるコンプライアンス・リスク管理部に報告します。統括部署は、リスク分析・評価およびリスクへの対応状況を検証し、原則として月に一度開催される投資委員会で内容を報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。
- ・その他のリスク管理について：  
事務リスク、システムリスク、コンプライアンス・リスク等を対象とします。  
各部のリスク管理担当者がリスクの管理を行い、各リスクのリスク管理責任者である部の責任者へ定期的に内容を報告します。リスク管理責任者は、原則として月に一度開催されるコンプライアンス・リスク管理委員会で報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。対応策等、必要な措置を含め検討結果を取締役に報告します。

## 資産運用リスクの管理



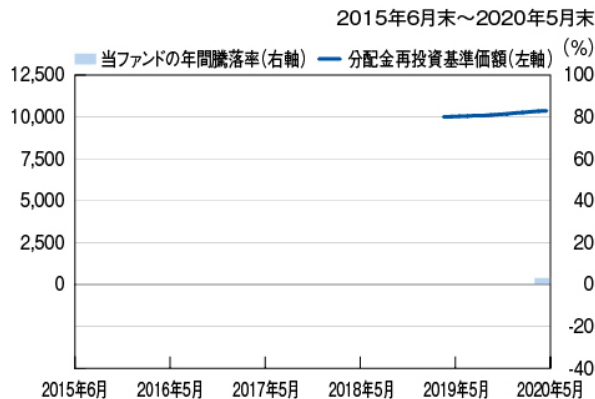
## その他のリスクの管理



※上記体制は2020年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

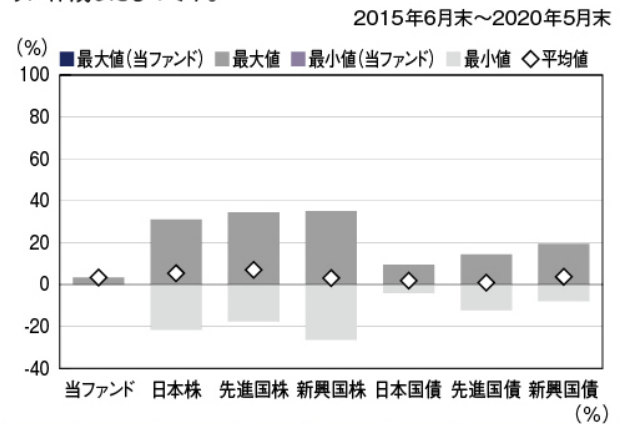
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。  
 ※ 年間騰落率は、2020年4月から2020年5月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	3.5	31.0	34.5	35.0	9.5	14.4	19.5
最小値	3.3	△21.7	△17.6	△26.4	△4.1	△12.3	△8.0
平均値	3.4	5.4	7.0	3.1	1.9	0.9	3.7

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※ 2015年6月から2020年5月の5年間(当ファンドは2020年4月から2020年5月)の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
 ※ 決算日に対応した数値とは異なります。  
 ※ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

＜ 代表的な各資産クラスの指数 ＞

- 日本株 Morningstar 日本株式
- 先進国株 Morningstar 先進国株式(除く日本)
- 新興国株 Morningstar 新興国株式
- 日本国債 Morningstar 日本国債
- 先進国債 Morningstar グローバル国債(除く日本)
- 新興国債 Morningstar 新興国ソブリン債

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。  
 各指数は、全て利子・配当込みのグロスリターン指数です。

＜ 各指数の概要 ＞

- 日本株 Morningstar 日本株式は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- 先進国株 Morningstar 先進国株式(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
- 新興国株 Morningstar 新興国株式は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
- 日本国債 Morningstar 日本国債は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
- 先進国債 Morningstar グローバル国債(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
- 新興国債 Morningstar 新興国ソブリン債は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

＜ 重要事項 ＞

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

● 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について  
 騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに当社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

- ・販売会社における申込手数料率は5.50%（税抜5.00%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

###### ① 換金手数料

ありません。

###### ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、1.0%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差引かれます。

※「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却費用について、受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される受益者にご負担いただくので、信託財産に繰入れられます。

##### (3) 【信託報酬等】

###### ① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	2.255%（税抜2.050%）
投資対象とする投資信託証券	1.911%（税抜1.910%）程度
実質的負担	4.166%（税抜3.960%）程度*

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日計上され、信託財産の純資産総額に対し年2.255%（税抜2.050%）の率を乗じて得た額とします。

※当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬について算出したものです。実際の運用管理費用（信託報酬）は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

###### ② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
2.05%	1.00%～1.50%*	0.50%～1.00%*	0.05%

※… 委託会社及び販売会社への配分比率は、販売会社毎に、当ファンドの取扱残高額によって異なります。詳細は下記の通りです。

取扱残高（販売会社毎）	信託報酬率（年率）	
	委託会社	販売会社
10億円以下	1.500%	0.500%
10億円超30億円以下	1.250%	0.750%
30億円超100億円以下	1.125%	0.875%
100億円超	1.000%	1.000%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

④ 実績報酬

通常の信託報酬のほかに、運用実績が一定の水準以上あがったとき、実績報酬を信託財産より委託者に支弁します。

1. 実績報酬の額は次に掲げる通りとします。

イ. 実績報酬の基準

実績報酬の算定にはハイ・ウォーター・マーク（高水位基準）を採用します。ハイ・ウォーター・マークは各計算期末において見直され、翌計算期間の適用水準が確定します。実績報酬の支払は、各計算期末においてその前営業日の10,000口あたり基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えているときに限定されます。

ロ. 実績報酬の計算式

この信託の毎計算日における前営業日の10,000口あたり基準価額（当該計算日がこの信託契約締結日であるときは10,000円とします。）がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の20の率を乗じて得た額に、受益権口数を10,000で割ったものを乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）から前営業日の実績報酬額（前営業日に一部解約があった場合には当該解約に係わる口数に相当する前営業日の実績報酬額を控除した額とします。）を控除した額を計上します。

ハ. 上記のハイ・ウォーター・マークについては次のとおりとします。

i) 設定日から最初の計算期間末

- ・ 10,000円（10,000口あたり）

ii) 最初の計算期間末以降のハイ・ウォーター・マーク

- ・ 前計算期間末の前営業日の10,000口あたり純資産価額が前期のハイ・ウォーター・マークを上回った場合
  - ・ 前計算期間末の前営業日現在の10,000口あたり基準価額（前計算期末において収益分配が発生した場合は、当該金額を控除した額とします。）をその期のハイ・ウォーター・マークとします。
- ・ 前計算期間末の前営業日の10,000口あたり純資産価額が前期のハイ・ウォーター・マークを下回った場合
  - ・ 前計算期間末に使用したハイ・ウォーター・マークをその期のハイ・ウォーター・マークとします。

2. 上記の実績報酬は、計算期間中において発生した信託財産の費用として計上されます。ただし、計上日の翌営業日に反対計上され、最終的に各計算期間末日または信託終了日に計上された実績報酬が、当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、各計算期間末または信託終了（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬を含む）のときに、信託財産中から支弁します。



(4) 【その他の手数料等】

- ① 当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
- ③ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。  
監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
- ④ 以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支払を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
  - 1) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
  - 2) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
  - 3) 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
  - 4) 目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
  - 5) 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
  - 6) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
  - 7) この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
  - 8) 格付の取得に要する費用
  - 9) この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問合せください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度（愛称「NISA」）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（愛称「ジュニアNISA」）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問合せください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込の場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合せください。

④ 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

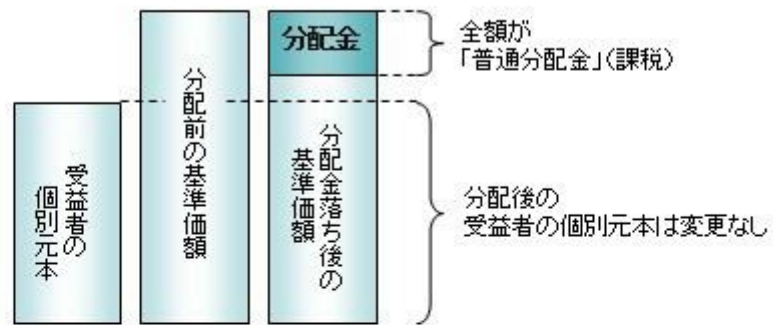
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

⑤ 外国税額控除

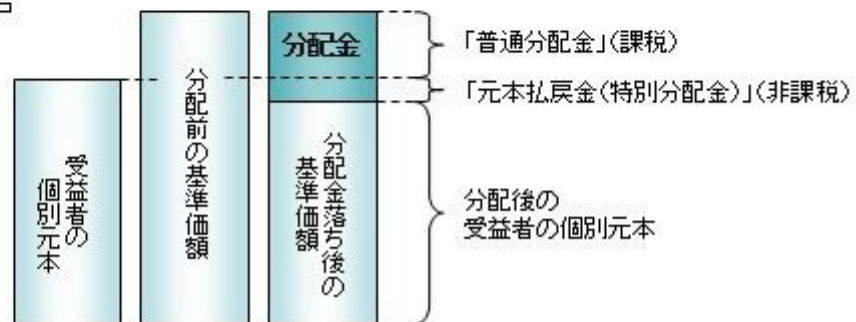
外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※上記は有価証券届出書提出日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

以下の運用状況は2020年5月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ケイマン諸島	4,056,564,180	97.51
投資信託受益証券	日本	39,176,013	0.94
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	64,378,065	1.55
合計(純資産総額)		4,160,118,258	100.00

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

### (2)【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資証券	Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio	375,252	10781.37	4,045,730,655	10,810.24	4,056,564,180	97.51
日本	投資信託受益 証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	38,830,423	1.0089	39,176,013	1.0089	39,176,013	0.94

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.51
投資信託受益証券	0.94
合計	98.45

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2019年11月18日)	2,959	2,959	1.0128	1.0128
第2計算期間末 (2020年5月18日)	4,104	4,104	1.0350	1.0350
2019年5月末日	1,059	—	1.0018	—
6月末日	1,218	—	1.0036	—
7月末日	1,351	—	1.0046	—
8月末日	1,706	—	1.0085	—
9月末日	2,066	—	1.0081	—
10月末日	2,843	—	1.0116	—
11月末日	2,991	—	1.0149	—
12月末日	3,030	—	1.0180	—
2020年1月末日	3,346	—	1.0234	—
2月末日	3,633	—	1.0263	—
3月末日	3,889	—	1.0307	—
4月末日	4,099	—	1.0344	—
5月末日	4,160	—	1.0366	—

(注) 分配付きの金額は、計算期間末の金額に当該計算期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	2019年4月23日～2019年11月18日	0.0000
第2計算期間	2019年11月19日～2020年5月18日	0.0000

③ 【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第1計算期間	2019年4月23日～2019年11月18日	1.28
第2計算期間	2019年11月19日～2020年5月18日	2.19

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額 (分配落ち) に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

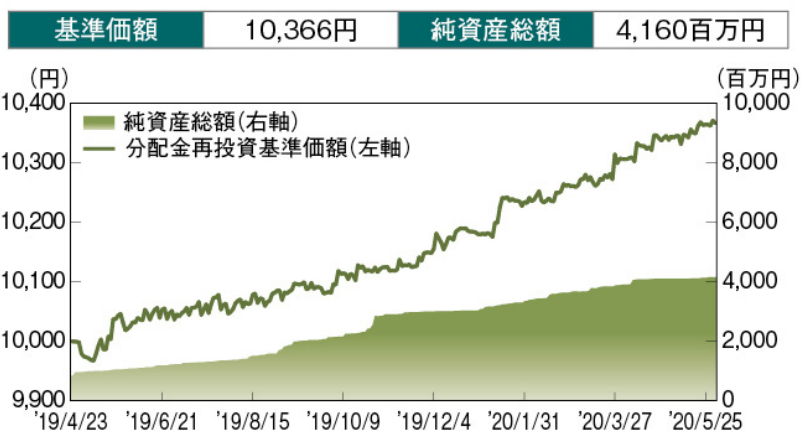
期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1計算期間	2019年4月23日～2019年11月18日	2,923,260,382	656,948
第2計算期間	2019年11月19日～2020年5月18日	1,091,442,843	48,027,752

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

# 運用実績

データ基準日：2020年5月29日現在

## ■ 基準価額・純資産総額の推移



## ■ 分配の推移

決算期	分配金
第1期	0円
2019年11月18日	
第2期	0円
2020年5月18日	
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。

## ■ 主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率
Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio	97.5%
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	0.9%
現金等	1.5%
合計	100.0%

※ファンドの内訳は、小数第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

## 各投資対象ファンドの組入上位銘柄

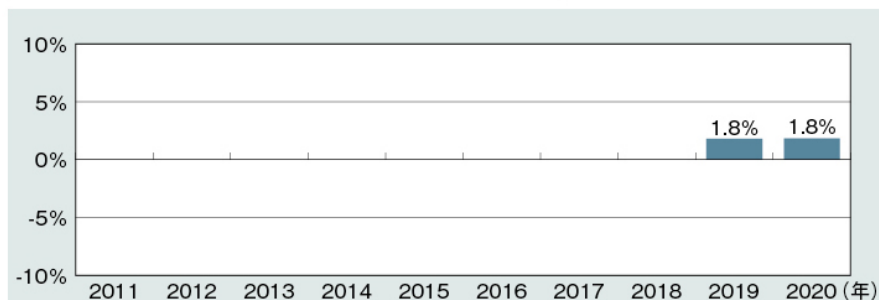
[Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio] の組入上位銘柄

銘柄を組入・保有していないため、表示できません。

[ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)]の組入上位銘柄		比率
銘柄名		
第127回利付国債(20年)	2031年3月償還	33.7%
第145回利付国債(20年)	2033年6月償還	16.8%
第130回利付国債(20年)	2031年9月償還	16.8%
第87回利付国債(20年)	2026年3月償還	15.9%
第319回利付国債(10年)	2021年12月償還	14.3%

※[ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)]組入上位銘柄の比率は、[ユナイテッド日本債券マザーファンド]の純資産総額に対するものです。

## ■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ 当ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※ ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。  
 ※ 2019年は設定日(4月23日)から12月末までの収益率です。2020年は5月末までの収益率です。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用状況は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申込みください。

#### (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取コース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受取るコースです。

#### (3) 申込の受付

販売会社の営業日に受付けます。

#### (4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱となります。

#### (5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

・香港もしくはケイマンの銀行休業日

#### (6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

#### (7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

＜あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク＞

電話番号：03-6230-9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

#### (8) 申込代金の支払

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

#### (9) 受付の中止および取消

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得の申込の受付を取消することができます。



## 2 【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱となります。

#### (3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求受付日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

- ・香港もしくはケイマンの銀行の休業日

#### (4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には制限を設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

#### (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

#### 委託会社の照会先

<あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話 番号：03-6230-9011

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

#### (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱が変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱」をご覧ください。

#### (7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

#### (8) 解約代金の支払

原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

#### (9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消することができます。
- ・換金請求額が多額な場合、解約制限が設けられている「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」において解約請求の受付が中止・取消または延期された場合には、換金のお申込の受付を中止すること、既に受付けた換金のお申込の受付・約定を取消すること、および換金代金の支払を延期することがあります。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

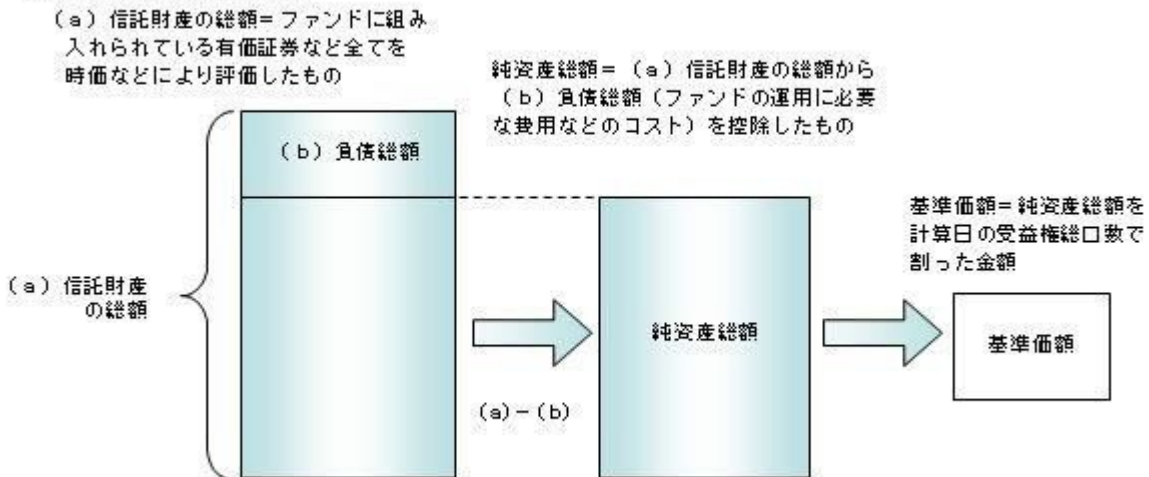
### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### ② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

##### <主な資産の評価方法>

##### ◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

##### ③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先 ＜あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク＞ 電話番号：03-6230-9011 受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時 ホームページアドレス：www.igam.co.jp/
--

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

2029年5月17日までとします（2019年4月23日設定）。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

また、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4) 【計算期間】

毎年5月18日から11月17日、11月18日から翌年5月17日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。なお、最終計算期間の終了日は信託約款第5条に規定する信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### ① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により受益権の口数が5億口を下回る事となった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合
  - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
  - ヘ) この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

### ② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払は、販売会社において行なわれます。

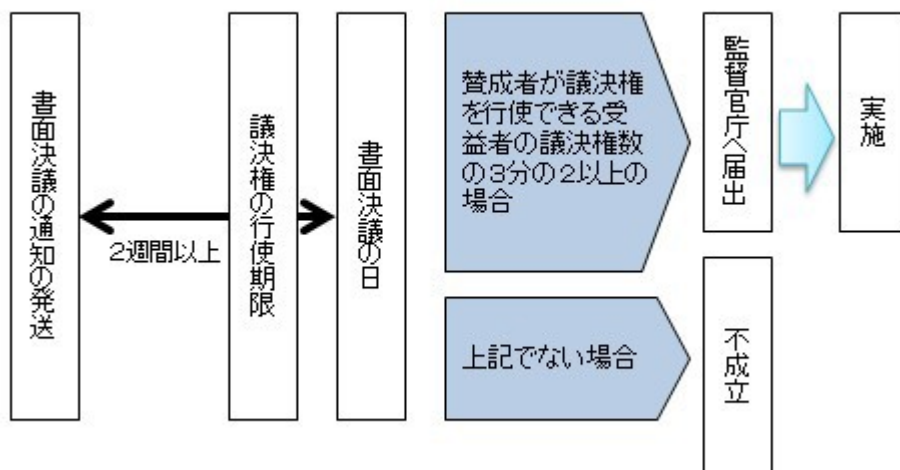
### ③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

### ④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス [www.igam.co.jp/](http://www.igam.co.jp/)

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（5月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として販売会社を通じて知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス [www.igam.co.jp/](http://www.igam.co.jp/)

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱などに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(2019年11月19日から2020年5月18日まで)の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2020年7月9日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴朗 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあい・パワーファンド2019年11月19日から2020年5月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あい・パワーファンドの2020年5月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

あい・パワーファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区分	第1期 (2019年11月18日現在)	第2期 (2020年5月18日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	—	459,395
コール・ローン	84,715,706	82,808,838
投資信託受益証券	39,657,511	39,176,013
投資証券	2,851,426,359	4,045,730,655
前払金	15,000,000	—
流動資産合計	2,990,799,576	4,168,174,901
資産合計	2,990,799,576	4,168,174,901
負債の部		
流動負債		
未払解約金	198,893	—
未払受託者報酬	503,490	962,838
未払委託者報酬	28,178,321	58,696,015
未払利息	232	242
その他未払費用	2,006,783	3,796,757
流動負債合計	30,887,719	63,455,852
負債合計	30,887,719	63,455,852
純資産の部		
元本等		
元本	2,922,603,434	3,966,018,525
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	37,308,423	138,700,524
(分配準備積立金)	20,397,726	95,490,454
元本等合計	2,959,911,857	4,104,719,049
純資産合計	2,959,911,857	4,104,719,049
負債純資産合計	2,990,799,576	4,168,174,901

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	第1期		第2期	
	自	2019年4月23日 至 2019年11月18日	自	2019年11月19日 至 2020年5月18日
<b>営業収益</b>				
受取利息		—		25
有価証券売買等損益		51,083,870		138,822,798
営業収益合計		51,083,870		138,822,823
<b>営業費用</b>				
支払利息		19,611		33,194
受託者報酬		503,490		962,838
委託者報酬		28,178,321		58,696,015
その他費用		2,006,783		3,796,776
営業費用合計		30,708,205		63,488,823
営業利益又は営業損失(△)		20,375,665		75,334,000
経常利益又は経常損失(△)		20,375,665		75,334,000
当期純利益又は当期純損失(△)		20,375,665		75,334,000
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△2,456		123,031
期首剰余金又は期首欠損金(△)		—		37,308,423
剰余金増加額又は欠損金減少額		16,932,642		26,706,352
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		16,932,642		26,706,352
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,340		525,220
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		2,340		525,220
分配金		—		—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		37,308,423		138,700,524



## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2期	
	自 2019年11月19日	至 2020年5月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他	当ファンドの計算期間は原則として、毎年5月18日から11月17日、11月18日から翌年5月17日までとなっておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、2019年11月19日から2020年5月18日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期		第2期	
	(2019年11月18日現在)		(2020年5月18日現在)	
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	842,056,033円	期首元本額	2,922,603,434円
	期中追加設定元本額	2,081,204,349円	期中追加設定元本額	1,091,442,843円
	期中一部解約元本額	656,948円	期中一部解約元本額	48,027,752円
2. 元本の欠損		－円		－円
3. 計算期間末日における受益権の総数		2,922,603,434口		3,966,018,525口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期		第2期	
	自 2019年4月23日	至 2019年11月18日	自 2019年11月19日	至 2020年5月18日
分配金の計算過程				
費用控除後の配当等収益額		0円		0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		20,397,726円		75,224,630円
収益調整金額		16,932,001円		43,210,070円
分配準備積立金額		0円		20,265,824円
当ファンドの分配対象収益額		37,329,727円		138,700,524円
当ファンドの期末残存口数		2,922,603,434口		3,966,018,525口
1万口当たり収益分配対象額		127.72円		349.72円
1万口当たり分配金額		0円		0円
収益分配金金額		0円		0円

(金融商品に関する注記)

項目	第1期		第2期	
	自 2019年4月23日	至 2019年11月18日	自 2019年11月19日	至 2020年5月18日
1. 金融商品の状況に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品に対する取組方針</li> </ul> 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。		<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品に対する取組方針</li> </ul> 同左	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</li> </ul>	

<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p>	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品に係るリスク管理体制</li> </ul> <p>委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</li> </ul> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表計上額、時価及びその差額</li> </ul> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時価の算定方法</li> </ul> <p>投資信託受益証券、投資証券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品に係るリスク管理体制</li> </ul> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</li> </ul> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表計上額、時価及びその差額</li> </ul> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時価の算定方法</li> </ul> <p>同左</p>
--------------------------	---	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 自 2019年4月23日 至 2019年11月18日	第2期 自 2019年11月19日 至 2020年5月18日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△342,489	△481,498
投資証券	51,426,359	139,304,296
合計	51,083,870	138,822,798

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	第1期 (2019年11月18日現在)	第2期 (2020年5月18日現在)
1口当たり純資産額	1.0128円	1.0350円
(1万口当たり純資産額)	(10,128円)	(10,350円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	38,830,423	39,176,013	
投資信託受益証券合計			38,830,423	39,176,013	
投資証券	日本円	Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio	375,252	4,045,730,655	
投資証券合計			375,252	4,045,730,655	
合計				4,084,906,668	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年5月29日現在です。

### 【純資産額計算書】

I 資産総額	4,165,820,962円
II 負債総額	5,702,704円
III 純資産総額 (I - II)	4,160,118,258円
IV 発行済口数	4,013,267,218口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.0366円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 譲渡制限の内容

###### ① 譲渡制限はありません。

###### ② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

###### ③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、解約請求の受付、解約金および償還金の支払などについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1)資本金の額等

2020年5月末現在の委託会社の資本金の額：	425,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	8,000株
発行済株式総数：	7,660株
最近5年間における資本金の額の増減：	2016年3月25日に1,420,000,000円の減資 2016年9月29日に25,000,000円の増資 2016年12月28日に35,000,000円の増資 2017年2月24日に42,500,000円の増資 2017年3月27日に102,500,000円の減資 2017年12月25日に25,000,000円の増資 2018年2月26日に85,000,000円の増資 2018年3月26日に50,000,000円の増資 2018年12月27日に100,000,000円の減資 2018年12月27日に120,000,000円の増資 2019年3月26日に50,000,000円の増資 2019年9月26日に35,000,000円の増資 2020年1月15日に25,000,000円の増資 2020年3月27日に35,000,000円の増資

###### (2)委託会社等の機構

① 2020年5月末現在、委託会社の機構は次のとおりとなっております。

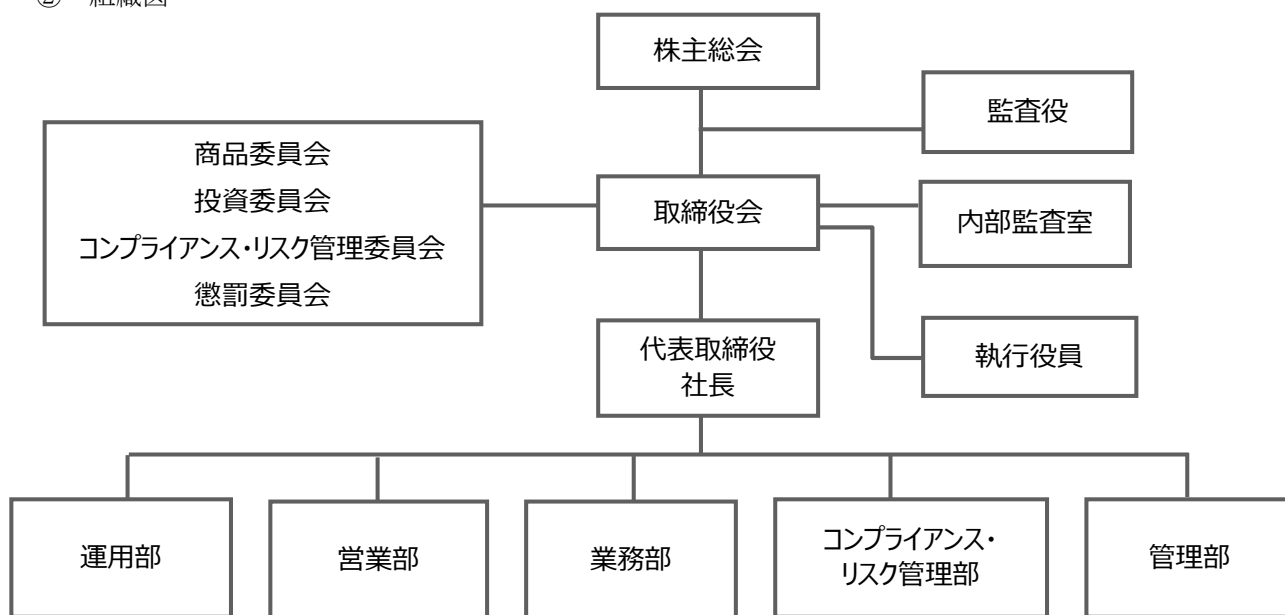
・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。3名以上7名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。取締役会はその決議をもって、取締役社長を定めます。

・各種委員会

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の下部機構として商品委員会、投資委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会および懲罰委員会が設置されています。

② 組織図



※ 2020年5月末現在

### ③ 投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、運用部が策定した運用方針・運用計画に関する協議・決定を行います。また、コンプライアンス・リスク管理委員会から提言があった場合には、運用方針・運用計画の見直し方策に関する協議・決定を行います。  
投資委員会は、代表取締役社長、運用部の責任者、ファンドマネージャーおよび投資判断者、業務部の責任者、コンプライアンス・リスク管理部の責任者、コンプライアンス責任者で構成し、原則として月次で開催されます。
2. 運用部のファンドマネージャーは、投資委員会において決定された運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図を行い、トレーディング担当者は、これに基づき、売買の執行および取引内容の確認を行います。
3. コンプライアンス・リスク管理委員会において、コンプライアンス・リスク管理部による運用実績評価・パフォーマンス分析に基づき、運用状況の検証を行います。また、必要に応じ、運用方針・運用計画の見直しを投資委員会に提言します。  
コンプライアンス・リスク管理委員会は、運用部、営業部、業務部、コンプライアンス・リスク管理部等の各責任者、コンプライアンス責任者等で構成し、原則として月次で開催されます。

※ 2020年5月末現在

## 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。
- ・2020年5月末現在、委託会社が運用する投資信託(総ファンド数6本、純資産総額9,685百万円。ただし、親投資信託は除きます。)は以下のとおりです。

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	6	9,685
単位型株式投資信託	0	0
合計	6	9,685

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。



### 3 【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 21 期事業年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴 朗 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年6月26日開催の取締役会において、総数引受契約による新株の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	138,357	68,145
前払費用	5,093	3,794
未収委託者報酬	3,197	28,467
未収収益	37	37
立替金	4,751	9,534
未収消費税等	7,114	7,351
流動資産合計	158,552	117,331
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	0	0
器具備品（純額）	※1 0	※1 0
有形固定資産合計	0	0
固定資産合計	0	0
資産合計	158,552	117,331
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	—	30,000
預り金	4,915	2,382
未払金	4,915	3,283
未払手数料	1,797	9,830
未払費用	1,616	1,608
未払法人税等	3,779	4,227
流動負債合計	17,025	51,332
負債合計	17,025	51,332
純資産の部		
株主資本		
資本金	330,000	425,000
資本剰余金		
資本準備金	75,000	170,000
その他資本剰余金	6,629	6,629
資本剰余金合計	81,629	176,629
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△270,101	△535,630
利益剰余金合計	△270,101	△535,630
株主資本合計	141,527	65,999
純資産合計	141,527	65,999
負債・純資産合計	158,552	117,331

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)		当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		28,061		68,372
運用受託報酬		227		67
営業収益合計		28,289		68,440
営業費用				
支払手数料		13,901		25,421
広告宣伝費		2,725		5,513
調査費		22,923		16,271
委託調査費		145		—
図書費		246		203
委託計算費		364		441
通信費		2,654		3,959
印刷費		2,579		4,126
諸会費		1,863		1,886
営業費用合計		47,404		57,823
一般管理費				
給料・手当		140,043		139,202
役員報酬		24,100		33,600
租税公課		5,504		6,637
不動産賃借料	※1	18,301	※1	20,924
退職給付費用		172		—
消耗器具備品費	※1	6,218	※1	3,803
機器賃借料		8,648		6,601
法律専門家報酬		1,083		373
新人採用費		2,295		9,775
業務委託費		32,916		23,880
諸経費	※1	17,595	※1	28,933
一般管理費合計		256,879		273,731
営業損失		275,994		263,114
営業外収益				
為替差益		752		—
その他営業外収益		31		6
営業外収益合計		783		6
営業外費用				
支払利息	※1	608	※1	299
その他営業外費用		28		—
営業外費用合計		636		299
経常損失		275,847		263,407
特別利益				
受贈益		17,038		—
特別利益合計		17,038		—
特別損失				
移転費用		4,450		—
減損損失	※2	6,332	※2	1,855
特別損失合計		10,782		1,855
税引前当期純損失		269,591		265,262
法人税、住民税及び事業税		510		265
当期純損失		270,101		265,528

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	260,000	25,000	323,456	348,456	△416,826	△416,826	191,629	191,629
当期変動額								
増資	170,000	50,000		50,000			220,000	220,000
減資	△100,000		100,000	100,000			—	—
欠損填補			△416,826	△416,826	416,826	416,826	—	—
当期純損失(△)					△270,101	△270,101	△270,101	△270,101
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								—
当期変動額合計	70,000	50,000	△316,826	△266,826	146,724	146,724	△50,101	△50,101
当期末残高	330,000	75,000	6,629	81,629	△270,101	△270,101	141,527	141,527

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	330,000	75,000	6,629	81,629	△270,101	△270,101	141,527	141,527
当期変動額								
増資	95,000	95,000		95,000			190,000	190,000
当期純損失(△)					△265,528	△265,528	△265,528	△265,528
当期変動額合計	95,000	95,000	—	95,000	△265,528	△265,528	△75,528	△75,528
当期末残高	425,000	170,000	6,629	176,629	△535,630	△535,630	65,999	65,999

[重要な会計方針]

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)				
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>器具備品</td> <td>37千円</td> </tr> </table>	器具備品	37千円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>器具備品</td> <td>37千円</td> </tr> </table>	器具備品	37千円
器具備品	37千円				
器具備品	37千円				

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)																				
<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>営業取引による取引高</td> <td>11,781千円</td> </tr> <tr> <td>営業取引以外の取引による取引高</td> <td>608千円</td> </tr> </table> <p>※2 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社(東京都港区)</td> <td>事業用資産</td> <td>器具備品、ソフトウェア</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。</p> <p>継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上(6,332千円)しております。その内訳は、器具備品3,900千円、ソフトウェア2,432千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値(備忘価額)により測定しております。</p>	営業取引による取引高	11,781千円	営業取引以外の取引による取引高	608千円	場 所	用 途	種 類	本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア	<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>営業取引による取引高</td> <td>21,677千円</td> </tr> <tr> <td>営業取引以外の取引による取引高</td> <td>299千円</td> </tr> </table> <p>※2 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社(東京都港区)</td> <td>事業用資産</td> <td>器具備品、ソフトウェア</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。</p> <p>継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上(1,855千円)しております。その内訳は、器具備品719千円、ソフトウェア1,135千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値(備忘価額)により測定しております。</p>	営業取引による取引高	21,677千円	営業取引以外の取引による取引高	299千円	場 所	用 途	種 類	本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア
営業取引による取引高	11,781千円																				
営業取引以外の取引による取引高	608千円																				
場 所	用 途	種 類																			
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア																			
営業取引による取引高	21,677千円																				
営業取引以外の取引による取引高	299千円																				
場 所	用 途	種 類																			
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア																			



(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	6,840	440	—	7,280

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資 (新株の発行) による増加

440株

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,280	380	—	7,660

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資 (新株の発行) による増加

380株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、親会社からの借入により資金を調達しております。

当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益並びに立替金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 （※）	時 価（※）	差 額
(1) 現金及び預金	138,357	138,357	—
(2) 未収委託者報酬	3,197	3,197	—
(3) 立替金	4,751	4,751	—
(4) 未払金	(4,915)	(4,915)	—
(5) 未払手数料	(1,797)	(1,797)	—

（※）負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 未払金、  
(5) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 （※）	時 価（※）	差 額
(1) 現金及び預金	68,145	68,145	—
(2) 未収委託者報酬	28,467	28,467	—
(3) 立替金	9,534	9,534	—
(4) 関係会社短期借入金	(30,000)	(30,000)	—
(5) 未払金	(3,283)	(3,283)	—
(6) 未払手数料	(9,830)	(9,830)	—

（※）負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 関係会社短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払  
手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	138,357
未収委託者報酬	3,197
立替金	4,751
合 計	146,307

当事業年度（2020年3月31日）（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	68,145
未収委託者報酬	28,467
立替金	9,534
合 計	106,148

### 3. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2019年3月31日）（単位：千円）

	1年以内
未払手数料	1,797
合 計	1,797

当事業年度（2020年3月31日）（単位：千円）

	1年以内
関係会社短期借入金	30,000
合 計	30,000

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しておりましたが、2018年5月30日付で廃止いたしました。

#### 2. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
確定拠出年金への掛金支払額	172	—
合 計	172	—

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	242,597	319,619
未確定債務	375	142
減損損失	2,179	2,199
その他	66	5
繰延税金資産小計	245,218	321,967
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	△242,597	△319,619
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,621	△2,347
評価性引当額小計(*1)	△245,218	△321,967
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

(\*1) 評価性引当額が76,749千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が77,022千円増加したことに伴うものであります。

(\*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	4,097	82,575	—	71,127	—	84,796	242,597
評価性引当額	△4,097	△82,575	—	△71,127	—	△84,796	△242,597
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

当事業年度 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	82,575	—	71,127	—	—	165,917	319,619
評価性引当額	△82,575	—	△71,127	—	—	△165,917	△319,619
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの  
当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	3,200 千円
債務除去債務の履行による減少額	△3,200 千円
期末残高	－千円

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの  
該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

- (1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- (2) 有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社等

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	i ホールディングス(株)	東京都港区	70 百万円	純粹持株会社	被所有 直接 60%	資金の 借入 増資 役員の 兼任	株主割当増資(注2) 株主割当増資(現物出資)(注3)(注4) 短期借入金(注4) 借入金利息(注5)	72,000 60,000 100,000 608	— — — —	— — — —
	あい証券(株)	東京都港区	250 百万円	証券業	被所有 直接 40%	資本取引 転貸借 契約	株主割当増資(注2) 株主割当増資(注3) 不動産賃借料 水道光熱費 消耗器具備品費 旅費交通費	88,000 11,299 368 64 49	— — — — —	— — — — —

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。

3. 株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。

4. 借入の一部は上記(注3)株主割当増資における債権の現物出資の対象となっております。

5. 市場金利を勘案して合理的に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	i ホールディングス(株)	東京都港区	70 百万円	純粹持株会社	被所有 直接 60%	資金の 借入 増資 役員の 兼任	株主割 当増資 (注2)	114,000	—	—
							短期借 入金	30,000	関係会 社短期 借入金	30,000
							借入金 利息(注 3)	299	未払費 用	299
	あい証券(株)	東京都港区	250 百万円	証券業	被所有 直接 40%	増資 転貸借 契約	株主割 当増資 (注2)	76,000	—	—
						不動産 賃借料 (注4)	20,924	前払費 用	1,918	
						水道光 熱費	730	—	—	
						消耗器 具備品 費	22	—	—	

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。

3. 市場金利を勘案して合理的に決定しております。

4. 事務所の賃借料は、市場価格を勘案し決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

i ホールディングス(株) (非上場)

あい証券(株) (非上場)

### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	19,440円	8,616円07銭
1株当たり当期純損失金額	37,101円	36,013円64銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失	270,101 千円	265,528 千円
普通株式に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純損失	270,101 千円	265,528 千円
普通株式の期中平均株式数	6,905 株	7,373 株

(重要な後発事象)

## 1. 増資

### 新株の発行

当社は、2020年6月26日開催の取締役会において、総数引受契約による新株の発行を決議いたしました。新株発行の概要は以下のとおりであります。

(1) 発行株式の種類及び数	普通株式	200 株
(2) 発行金額	1 株につき	500,000 円
(3) 発行総額		100,000,000 円
(4) 払込期日		2020年8月7日
(5) 増加する資本金の額		50,000,000 円
(6) 増加する資本準備金の額		50,000,000 円
(7) 割当先及び割当株式数	i ホールディングス株式会社	120 株
	あい証券株式会社	80 株
(8) 資金使途		運転資金



#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

あい・パワーファンド

約 款

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

## －運用の基本方針－

約款第 20 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

この投資信託は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。））ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券をいいます。以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① この投資信託は、指定投資信託証券への投資を通じて、実質的に先進国通貨の外国為替証拠金取引を主要取引対象とします。
- ② 各指定投資信託証券への投資割合は、市場動向や資金動向などを勘案して決定するものとし、指定投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。
- ③ 指定投資信託証券については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 市場動向や資金動向等に急激な変化が生じたとき、ならびにこの投資信託の残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、もしくはやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ④ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準・市場動向・残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託  
あい・パワーファンド

約 款

**【信託の種類、委託者および受託者】**

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**【信託事務の委託】**

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項、第19条第2項および第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**【信託の目的および金額】**

- 第3条 委託者は、金100億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

**【信託金の限度額】**

- 第4条 委託者は受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**【信託の期間】**

- 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年5月17日までとします。
- ② 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

**【受益権の取得申込みの勧誘の種類】**

- 第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**【当初の受益者】**

- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。

**【受益権の分割および再分割】**

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権についてはこれを100億口を上限として、追加信託によつ

て生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

#### 【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### 【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下、「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### 【受益権の設定に係る受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款に基づく契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含み、以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1

口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、以下の条件に該当する日には、取得申込みの受付を行わないこととします。
- 香港もしくはケイマンの銀行休業日
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項または前項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。
- ⑧ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

#### 【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

#### 【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
  2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
  4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形

#### 【信用リスク集中回避のための投資制限】

第18条 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10以内とします。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第24条、第25条および第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとし

ます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第24条、第25条および第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

### 【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

### 【信託業務の委託等】

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
    1. 信託財産の保存に係る業務
    2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
    4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

### 【混蔵寄託】

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

### 【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をするこ



- とします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第 25 条 委託者は、前条の規定による一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【資金の借入れ】

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% 以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### 【損益の帰属】

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は

資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

### 【信託の計算期間】

第29条 この信託の計算期間は、毎年5月18日から11月17日、11月18日から翌年5月17日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日(以下本項において「該当日」といいます。)のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。なお、第1計算期間は2019年4月23日から2019年11月18日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定する信託期間の終了日とします。

### 【信託財産に関する報告等】

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

### 【信託事務等の諸費用および監査費用】

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息(第3項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項に定める諸費用のほか、以下の諸費用(消費税等相当額を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
  1. この信託の計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳票管理、法定報告等)に係る費用
  2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
  3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用
  4. 目論見書等(訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
  5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)

6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
  7. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
  8. 格付の取得に要する費用
  9. この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ④ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を定期的に見直すことができます。

### 【信託報酬等の額および支弁の方法】

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の205の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めま

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

### 【実績報酬等の総額および支弁の方法】

第33条 通常の実績報酬のほかに、運用実績が一定の水準以上上がったとき、実績報酬を信託財産より委託者に支弁します。

- ② 実績報酬の額は次に掲げる通りとします。

#### 1. 実績報酬の基準

実績報酬の算定にはハイ・ウォーター・マーク（高水位基準）を採用します。ハイ・ウォーター・マークは各計算期末において見直され、翌計算期間の適用水準が確定します。実績報酬の支払いは、各計算期間末においてその前営業日の10,000口あたり基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えているときに限定されます。

#### 2. 実績報酬の計算式

この信託の毎計算日における前営業日の10,000口あたり基準価額（当該計算日がこの信託契約締結日であるときは10,000円とします。）がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の20の率を乗じて得た額に、受益権口数を10,000で割ったものを乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）から前営業日の実績報酬額（前営業日に一部解約があった場合には当該解約に係わる口数に相当する前営業日の実績報酬額を控除した額とします。）を控除した額を計上します。

#### 3. 上記のハイ・ウォーター・マークについては次のとおりとします。

##### i) 設定日から最初の計算期間末

- 10,000円（10,000口あたり）

##### ii) 最初の計算期間末以降のハイ・ウォーター・マーク

- 前計算期間末の前営業日の10,000口あたり純資産価額が前期のハイ・ウォーター・マークを上回った場合
  - ▶ 前計算期間末の前営業日現在の10,000口あたり基準価額（前計算期末において収益分配が発生した場合は、当該金額を控除した額とします。）をその期のハイ・ウォーター・マークとします。
- 前計算期間末の前営業日の10,000口あたり純資産価額が前期のハイ・ウォーター・マークを下回った場合

- ▶ 前計算期間末に使用したハイ・ウォーター・マークをその期のハイ・ウォーター・マークとします。

- ③ 第2項の実績報酬は、計算期間中において発生のおつど信託財産の費用として計上されます。ただし、計上日の翌営業日に反対計上され、最終的に各計算期間末日または信託終了日に計上された実績報酬が、当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、各計算期間末または信託終了（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬を含む）のときに、信託財産中から支弁します。

### 【収益の分配方式】

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

### 【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第35条 受託者は、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### 【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振

替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第 38 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、8 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第 2 項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

#### 【収益分配金および償還金の時効】

第 37 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### 【信託契約の一部解約】

第 38 条 受益者（指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、以下の条件に該当する日には、一部解約の実行の請求の受付を行わないこととします。
  - 香港もしくはケイマンの銀行休業日
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 1.0% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑥ 委託者は、一部解約の請求金額が多額な場合、解約制限が設けられている「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」において解約請求の受付が中止・取消または延期された場合には、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、既に受付けた一部解約の実行の請求の受付あるいは約定を取消すること、および換金代金の支払いを延期することがあります。
- ⑦ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第

1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日を一部解約の実行の請求日として第4項の規定に準じて計算された価額とします。

### 【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

### 【信託契約の解約】

第40条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回る場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同様とします。

### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 【信託約款の変更等】

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

### 【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることになる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

### 【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

### 【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

### 【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
[www.igam.co.jp/](http://www.igam.co.jp/)

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2019年4月23日

委託者	東京都港区六本木一丁目6番1号 あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社



## 付 表

### 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および約款第 17 条の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託の受益証券および投資法人の投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

- Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio
- ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）